

ルワンダ共和国
障害を持つ元戦闘員と障害者の
社会参加のための技能訓練及び
就労支援プロジェクト
詳細計画策定調査報告書

平成23年1月
(2011年)

独立行政法人国際協力機構
人間開発部

序 文

ルワンダ共和国では、長年にわたるフツ族対ツチ族の内戦及び 1994 年の大虐殺やその後のコンゴ民主共和国等との紛争により、肥大化したルワンダ愛国軍の縮小と、民兵の動員解除及び帰還が推進されています。

ルワンダ共和国政府からの要請に基づき、国際協力機構（JICA）は 2005 年 12 月から 3 年間、「障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト」を実施しました。同プロジェクトは、障害を持つ元戦闘員の社会復帰を促進する支援が実施されていないことに着目して実施されたものであり、アフリカにおいて初めて実施された障害関連分野の技術協力プロジェクトです。同プロジェクトでは非障害者や元戦闘員以外の人々と共に技術を習得することにより、障害を持つ元戦闘員の社会復帰を推進することを目的として、技能訓練の提供、技能訓練センター講師への研修、技能訓練センターのバリアフリー化に係る協力を実施し、障害を持つ元戦闘員の社会復帰に貢献しました。

一方、同プロジェクトの対象とならなかった障害を持つ元戦闘員は数千人存在し、多くが身体的、経済的、社会的問題を抱えています。また、1994 年の大虐殺により障害を負った多くの一般市民も多様な問題を抱えており、彼らへの支援も大きな課題となっています。このためルワンダ共和国政府は、有効な成果を上げた先行プロジェクトを踏まえ、障害を持つ元戦闘員と障害者が共に技能訓練を行い、就労を実現することで対象者の社会参加の促進を図る協力をわが国に要請しました。

これを受けて、JICA は 2010 年 10 月に調査団を派遣し、ルワンダ共和国政府及び関連機関との間で一連の協議を行い、プロジェクトの基本的枠組みについて合意しました。

本報告書は、一連の協議内容及び調査結果を取りまとめたものであり、今後のプロジェクトの実施にあたって活用されることを願うものです。

ここに、本調査にご協力頂いた内外関係者の方々に深い謝意を示すとともに、引き続き一層の支援をお願いする次第です。

平成 23 年 1 月

独立行政法人国際協力機構
人間開発部長 萱島 信子

目 次

序 文

目 次

調査対象地域地図

現地写真

略語表

第1章 詳細計画策定調査の概要.....	1
1-1 調査団派遣の経緯と目的.....	1
1-2 調査団員の構成.....	2
1-3 調査日程.....	2
1-4 調査項目.....	3
1-5 調査方法.....	4
1-6 主要面談者.....	5
第2章 技術協力プロジェクトの基本設計.....	7
2-1 基本方針.....	7
2-1-1 基本構成.....	7
2-1-2 技能訓練実施機関.....	7
2-1-3 技能訓練実施時期.....	8
2-1-4 技能訓練生の選考及びモニタリング.....	8
2-1-5 技能訓練施設のバリアフリー化.....	11
2-1-6 就労支援.....	12
2-2 基本計画.....	13
2-3 運営管理体制.....	14
2-4 プロジェクト目標.....	14
2-5 期待される成果と活動.....	14
2-6 投入計画.....	16
2-6-1 日本側投入.....	16
2-6-2 ルワンダ側投入.....	16
2-7 外部条件.....	17
2-8 評価実施方法及び計画.....	17
第3章 プロジェクトの評価.....	19
3-1 妥当性.....	19
3-2 有効性.....	20
3-3 効率性.....	20
3-4 インパクト.....	20
3-5 持続性.....	21

3-6	協力実施に係る他の留意点	22
3-6-1	技能訓練生選考に係る配慮	22
3-6-2	他ドナーとの情報共有	22
3-6-3	技能訓練対象外の障害者に係る対応	22
3-6-4	障害当事者団体への支援	22
3-7	結 論	22
第4章	調査後の協議経過	24
4-1	案件名称変更に係る協議議事録（M/M）の署名	24
4-2	討議議事録（R/D）の署名	24
付属資料		
1.	プロジェクト概要表（PDM）	27
2.	活動計画案（PO）	29
3.	面談調査結果概要	30
4.	詳細計画策定調査に係る協議議事録（M/M）	55
5.	案件名称変更に係る協議議事録（M/M）	81
6.	討議議事録（R/D）	82

調査対象地域地図



カウンターパート機関

- ① ルワンダ動員解除・社会復帰委員会 (RDRC)
- ② 教育省 (MINEDUC)
- ③ 地方自治省 (MINALOC)
- ④ 職業開発庁 (WDA)

地方行政機関

- ⑤ キガリ市役所
- ⑥ キガリ市キチュキロ地区事務所
- ⑦ 西部県ルバブ地区事務所

技能訓練センター

- ⑧ ニャンザ職業訓練センター (VTC Nyanza)
- ⑨ ルワブイエ職業訓練センター (VTC Rwabuye)
- ⑩ ルワンダ裁縫協同組合 (SOCORWA)
- ⑪ ルワンダ電気機器製造協同組合 (MERA)
- ⑫ ガコ有機農業研修センター (Gako Organic Farming Training Center)

障害者関連団体

- ⑬ ルワンダ障害者市民協会 (AGHR)
- ⑭ ルワンダ盲連合 (RUB)
- ⑮ 全国ルワンダ障害者組織連合 (NUDOR)
- ⑯ 国家障害者連盟 (FENAPH)
- ⑰ UBUMWE 地域センター



ルワンダ動員解除・社会復帰委員会（RDRC）事務所



ルワンダ障害者市民協会（AGHR）事務所



ルワンダ裁縫協同組合（SOCORWA）



コンピュータ事業組合にタイプを依頼する地域住民



技能訓練修了生経営の電気機器修理組合



技能訓練修了生経営の裁縫協同組合



技能訓練修了生経営の溶接組合



UBUMWE 地域センター



元戦闘員の木エコース技能訓練
(於・ルワブイエ)



バリアフリー化された
ガコ有機農業研修センターシャワー室



ニャンザ職業訓練センター長(左)



バリアフリー化されたニャンザ職業訓練センター



カテゴリー1元戦闘員住居



障害を持つ元戦闘員で構成される運送業グループ



全国ルワンダ障害者組織連合会長(左)



ミニッツ署名に係る合同会議

略 語 表

略 語	英語表記	日本語表記
AG	Armed Group	民 兵
AGHR	General Association of Persons with Disabilities in Rwanda	ルワンダ障害者市民協会
DDR	Disarmament, Demobilization and Reintegration	武装解除・動員解除・除隊 兵士の社会復帰
DRC	Democratic Republic of Congo	コンゴ民主共和国
EDPRS	Economic Development and Poverty Reduction Strategy	経済開発・貧困削減戦略
Ex-FAR	Ex-Force Armée Rwandaise	元旧政府軍
FACHR	Federation of Associations and Centers of Handicapped People in Rwanda	ルワンダ障害者協会・セン ター連盟
FENAPH	Fédération Nationale des Personnes en situation de Handicap (National Federation of Person with Disabilities)	国家障害者連盟
JCC	Joint Coordination Committee	合同調整委員会
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
JTWC	Joint Technical Working Committee	合同運営委員会
M/M	Minutes of Meeting	協議議事録
MINALOC	Ministry of Local Government	地方自治省
MINEDUC	Ministry of Education	教育省
NUDOR	National Union of Disability Organization of Rwanda	全国ルワンダ障害者組織連 合
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・ マトリックス
PO	Plan of Operations	活動計画
PWDs	Persons with Disabilities	障害者
R/D	Record of Discussion	討議議事録
RDF	Rwanda Defense Forces	ルワンダ国軍 (2002 年以降)
RDRC	Rwanda Demobilization and Reintegration Commission	ルワンダ動員解除・社会復 帰委員会
RDRP	Rwanda Demobilization and Reintegration Programme	ルワンダ動員解除・社会復 帰プログラム
RPA	Rwanda Patriotic Army	ルワンダ愛国軍
RUB	Rwanda Union of the Blind	ルワンダ盲連合
STC	Skills Training Center	技能訓練センター
TVET	Technical and Vocational Education and Training	産業技術教育・職業訓練
VTC	Vocational Training Center	教育省下職業訓練センター
WDA	Workforce Development Authority	職業開発庁

第1章 詳細計画策定調査の概要

1-1 調査団派遣の経緯と目的

ルワンダ共和国（以下、「ルワンダ」と記す）では、長年にわたる内戦及び1994年の大虐殺やコンゴ民主共和国（Democratic Republic of Congo : DRC）等近隣国との紛争により、肥大化したルワンダ愛国軍〔Rwanda Patriotic Army : RPA、のちにルワンダ国軍（Rwanda Defense Forces : RDF）に移行〕の適正規模への縮小と、DRCから流出した民兵（Armed Group : AG）の動員解除と帰還の推進が、政治・治安・経済的な側面からの喫緊の課題であった。この問題に対応するために、1997年にルワンダ政府はルワンダ動員解除・社会復帰プログラム（Rwanda Demobilization and Reintegration Programme : RDRP）ステージ1を、国軍兵士を対象として開始した。2001年からは、軍事費の削減と国民和解の一環として、国軍兵士のみならず、旧政府軍兵士と1994年以降ルワンダ国外で武装活動している民兵も対象としたRDRPステージ2を開始、2009年にステージ2が終了するまで、国軍兵士、旧政府軍兵士、民兵合わせて6万人以上の戦闘員の動員解除と社会復帰を促進した。

このなかには障害を持つ元戦闘員が多く含まれているが、RDRPにおける障害を持つ元戦闘員に対する支援は、医療支援及びリハビリテーション器具の支給に限定されており、社会復帰を促進する技能訓練支援は含まれていなかった。また、ルワンダにおいて障害者に対する技能訓練を実施している機関は限定されており、障害を持つ元戦闘員を社会的、経済的にコミュニティに統合していくための制約は大きい。

かかる状況を受け、ルワンダ政府からの要請に基づき、JICAは2005年12月から3年間、「障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト（以下、先行プロジェクト）」を実施した。プロジェクトでは非障害者や元戦闘員以外の人々と共に技術を習得することにより、障害を持つ元戦闘員の社会復帰を推進することを目標として、①技能訓練の提供、②技能訓練センター関係者への研修、③技能訓練センターのバリアフリー化を実施し、925人の障害を持つ元戦闘員が技能訓練を修了した。さらに2009年度には、同プロジェクトのフォローアップ協力を実施し、約100人の障害を持つ元戦闘員に対して技能訓練を実施した。

2010年1月からRDRPステージ3が開始され、2012年12月までに、国軍兵士4,000人とDRCで活動している民兵5,500人の動員解除と社会復帰をめざしている。元戦闘員が文民としてコミュニティに社会復帰していくことは、ルワンダの平和の定着のために重要であり、またRDRPは国軍兵士のみならず、旧政府軍兵士や元民兵も支援対象としていることから、国民和解の促進や国境を超えた地域の安定にも影響を与えており、ルワンダ政府は彼らへの迅速な支援を必要としている。

先行プロジェクトの対象とならなかった障害を持つ元戦闘員は1,500人以上¹存在し、多くが身体的・経済的・社会的問題を抱えている。また、1994年の大虐殺により障害を負った多くの一般市民も多様な問題を抱えており、彼らへの支援も大きな課題となっている。

ルワンダ政府は、障害を持つ元戦闘員とそれ以外の障害者や市民が共に技能訓練を行い就労を通じた彼らの社会参加と共生の実現をめざし、本プロジェクトの要請に至った。

このような背景の下、本調査団は、以下の主要事項の調査実施を目的として派遣された。

- (1) ルワンダ側からの要請内容を確認し、関連政府機関、対象地域の技能訓練センター、障害者関連組織、対象者（元戦闘員及び障害者）の現況について調査を行うとともに、評価

¹ 2009年のRDRCによる元戦闘員スクリーニングの結果、障害を持つ元戦闘員として認定された者は2,517人。

5 項目の観点から協力内容の評価を行う。

- (2) プロジェクト実施の前提条件（実施・責任体制、両国の負担事項等）、事業計画内容〔プロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix：PDM）・活動計画（Plan of Operations：PO）案等〕について協議する。
- (3) 上記調査結果と合意事項を協議議事録（Minutes of Meeting：M/M）に取りまとめ、双方で署名を行う。
- (4) 帰国後、調査結果に基づき、詳細計画策定調査報告書を作成する。

1-2 調査団員の構成

担 当	氏 名	所 属
総 括	小向 絵理	JICA 国際協力専門員
障害者支援	久野 研二	JICA 国際協力専門員
評価企画	鯉沼 真里	JICA ルワンダ支所 ² 所員
評価企画/障害者支援	原田 真帆	JICA 人間開発部社会保障課 ジュニア専門員

1-3 調査日程

調査期間：2010年10月10日（日）～10月24日（日）

日 順	月 日	曜	業 務 内 容	
			午 前	午 後
1	10/10	日		久野・原田両団員キガリ着
2	10/11	月	9:00 JICA ルワンダ支所訪問・打合せ	12:30 地方自治省（MINALOC）訪問 14:00 ルワンダ動員解除・社会復帰委員会（RDRC）訪問 16:00 職業開発庁（WDA）訪問
3	10/12	火	10:30 ルワンダ障害者市民協会（AGHR）訪問 11:30 ルワンダ裁縫協同組合（SOCORWA）	12:10 ルワンダ電気機器製造協同組合（MERA） 15:00 教育省（MINEDUC）訪問
4	10/13	水	8:40 コンピュータ事業組合訪問 9:10 電気修理機器組合訪問 9:40 MINEDUC（TVET 担当）訪問 10:50 カテゴリー1 元戦闘員居住区訪問	15:00 ルワンダ盲連合（RUB）訪問
5	10/14	木	9:00 南部県フイエ地区社会保障・保健担当職員面談 10:00 ブタレ大学構内裁縫組合訪問 10:30 ブタレ大学近隣木工家具組合訪問 11:10 ルワブイエ職業訓練センター訪問	13:40 フイエ地区溶接組合訪問 14:30 ニャンザ職業訓練センター訪問 16:10 裁縫組合訪問 17:15 ニャンザ地区溶接組合訪問

² ルワンダ支所は、2010年12月にルワンダ駐在員事務所に変更。

6	10/15	金	10:30 ルバブ地区事務所訪問 11:40 UBUMWE 地域センター訪問	12:30 コンゴ国境地域ギセニ市場 13:00 手工芸品店 (UBUMWE 地域センター技能訓練修了者聞き取り調査)
7	10/16	土	7:30 小向総括キガリ着 10:00 団内会議 (中間報告、PDM 案・ミニッツ案修正)	18:30 久野団員キガリ発
8	10/17	日	資料整理	
9	10/18	月	8:30 RDRC 訪問 9:15 全国ルワンダ障害者組織連合 (NUDOR) 訪問 10:00 国家障害者連盟 (FENAPH) 訪問 10:30 アフリカ障害者の十年/ルワンダ国家障害者の十年運営委員会訪問 11:00 MINALOC 訪問	14:00 ガコ有機農業研修センター訪問 15:15 キガリ市役所訪問 16:15 Handicap International (HI) 訪問
10	10/19	火	10:00 キガリ市キチュキロ地区事務所訪問	14:00 JICA ルワンダ支所訪問 (ミニッツ署名に係る合同会議)
11	10/20	水	9:00 小向総括 : JICA ルワンダ支所訪問 原田団員 : カテゴリー1 元戦闘員居住区近隣コミュニティホール視察	資料整理
12	10/21	木	団内会議 (PDM 案・ミニッツ案修正)	資料整理
13	10/22	金	ミニッツ署名	JICA ルワンダ支所報告 16:00 小向・原田両団員キガリ発
14	10/23	土	移動 (キガリ→ナイロビ→バンコク→成田)	
15	10/24	日	成田着	

TVET : Technical and Vocational Education and Training (産業技術教育・職業訓練)

1-4 調査項目

本調査は、以下の評価5項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)³の観点からプロジェクト評価を実施した。具体的な評価項目の内容については以下のとおり。

(1) 妥当性 (Relevance)	<ul style="list-style-type: none"> ターゲットグループや対象地域のニーズと合致しているか。 プロジェクト目標や上位目標がルワンダ政府の開発政策、及び日本の援助政策や JICA の援助実施方針との整合性があるか。 プロジェクトの戦略・アプローチが適切か。 ターゲットグループの選定は適正か。
(2) 有効性 (Effectiveness)	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト目標を達成するために十分な成果が計画されているか。 設定された投入・期間で達成されるプロジェクト目標になっているか。

³ 「新 JICA 事業評価ガイドライン【実践編】第1版 (執務要領) (2010年6月)」参照。

(3) 効率性 (Efficiency)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果を産出するために十分な活動が計画されているか。 ・ 活動を行うために過不足ない量・質の投入が適切なタイミングで計画されているか。 ・ 成果は投入予定のコストに見合ったものか。
(4) インパクト (Impact)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上位目標は、プロジェクトの効果として発現が見込まれるか。 ・ プロジェクトの実施により予期しないプラス・マイナスの影響はあるか。
(5) 持続性 (Sustainability)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ルワンダ政府の政策的支援は協力終了後も継続するか。 ・ 協力終了後も、活動を実施する組織能力をもち得る見込みがあるか。また、予算の確保はあるか。 ・ プロジェクトで用いられる技術は継続的に受容されるものか。 ・ 女性・貧困層・社会的弱者、及び環境への配慮不足により持続的効果を妨げる可能性はないか。

1-5 調査方法

(1) 資料収集・分析

関係機関が既にもっている基礎的情報・統計データ・報告書などを収集し分析する。今回の評価に際して、特に参考にした文書・資料は以下のとおり。

- ① 小向絵理「障害を持つ除隊兵士のための職業リハビリテーション計画策定短期専門家派遣専門家業務最終報告書」（2005年7月）
- ② JICA人間開発部「ルワンダ共和国障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト中間評価調査報告書」（2007年12月）
- ③ JICA人間開発部「ルワンダ共和国障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト終了時評価調査報告書」（2008年11月）
- ④ 鷺谷大輔「ルワンダ共和国障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練業務完了報告書」（2008年12月）
- ⑤ 小向絵理「2009年度フォローアップ協力 障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト短期専門家業務報告書」（2010年4月）
- ⑥ Mainstreaming Disability in Development: Country level research (DFID, April 2005)
- ⑦ National Social Protection Policy in Rwanda (September 2005)
- ⑧ Law relating to the protection of disabled former war combatants (2007)
- ⑨ Law relating to protection of disabled persons in general (2007)
- ⑩ The Republic of Rwanda, Economic Development and Poverty Reduction Strategy, 2008-2012 (September 2007)

(2) 面談調査

本調査では、以下の協力相手先機関や直接受益者等を対象として聞き取り調査を実施した。

1) 協力相手先機関

- ① RDRC（委員長、RDRPコーディネーター）
- ② MINALOC（事務次官、副大臣付アドバイザー）
- ③ MINEDUC（事務次官、TVET担当官）
- ④ WDA（局長、TVET担当官）
- ⑤ 技能訓練センター（代表、指導者）

- ⑥ 地方行政組織
- ⑦ 障害者関連団体
- 2) 直接受益者
 - ① 先行プロジェクトの技能訓練生
 - ② 障害を持つ元戦闘員及び障害者

(3) 直接観察

先行プロジェクトにて供与された機材や、技能訓練センターのバリアフリー改修状況、技能訓練実施候補機関の施設状況を確認した。

1-6 主要面談者

(1) 教育省 (Ministry of Education : MINEDUC)

Sharon Haba	Permanent Secretary, MINEDUC
Niyongabo Eric	TVET Expert, TVTET Education Training Unit, MINEDUC

(2) 地方自治省 (Ministry of Local Government : MINALOC)

Eugene Barikana	Permanent Secretary, MINALOC
Rwangabwoba Olivier	Advisor of State Minister, MINALOC

(3) ルワンダ動員解除・社会復帰委員会 (Rwanda Demobilization and Reintegration Commission : RDRC)

Sayinzoga Jean	Chairman, RDRC
Francis Musoni	Coordinator, RDRP
Bahoze Jean Floribert	Consultant, RDRP
Verra Mukeshimana	Assistant Reintegration Officer, RDRP, Kigali City

(4) 職業開発庁 (Workforce Development Authority : WDA)

Nsengiyumva Albert	Director General, WDA
Nsengiyumva Humble	TVET Advisor, WDA
Munezero Didier	Ag. Director, TVET School Development, WDA

(5) 南部県フイエ地区事務所

Kanamugire Yvette Umubyeyi	Social Protection and Health Officer, Huye District
----------------------------	---

(6) 西部県ルバブ地区事務所

Makini Bigirimana	Acting Vice Mayor in charge of Social Affairs, Rubavu District
-------------------	--

(7) キガリ市役所

Gakuba Jeanne	Vice-Mayor who in charge of Social Affairs in Kigali City
---------------	---

(8) キガリ市キチュキロ地区事務所

Kamil Kayiraba Florence	Vice Mayor in charge of Social Affairs, Kicukiro District
-------------------------	---

- (9) ルワブイエ職業訓練センター (VTC (Vocational Training Center) Rwabuye)
Alphonse Gahima Head Master, VTC Rwabuye
- (10) ニャンザ職業訓練センター (VTC Nyanza)
Simon Mudumiro Director, VTC Nyanza
- (11) ルワンダ障害者市民協会 (General Association of Persons with Disabilities in Rwanda : AGHR)
Nkundiye Zacharie President, AGHR
- (12) ルワンダ裁縫協同組合 (SOCORWA)
Rukundo Nicolas Trainer, SOCORWA
- (13) ルワンダ盲連合 (Rwanda Union of the Blind : RUB)
Donatilla Kanimba Executive Director, RUB
- (14) 全国ルワンダ障害者組織連合 (National Union of Disability Organization of Rwanda : NUDOR)
Sherti Epimaque President, NUDOR
Steve Vaid VSO
- (15) 国家障害者連盟 (Fédération Nationale des Personnes en situation de Handicap : FENAPH)
Oswald TUYIZERE Staff of FENAPH and Africa Regional Officer of Africa Regional Center, Disability Rights Promotional International
- (16) アフリカ障害者の十年 / ルワンダ国家障害者の十年運営委員会 (African Decade of Persons with Disabilities/Rwanda National Decade Steering Committee : ADPD/RNDSC)
Bruno Shyirambere Coordinator, ADPD/RNDSC
- (17) UBUMWE 地域センター
Dusingizimana Zachary Director, UBUMWE Community Center
- (18) Handicap International (HI)
Nicolas Charpentier Director of Programme, HI
Syllas Maria HInez Staff of Inclusive education and PWD affairs, HI

第2章 技術協力プロジェクトの基本設計

2-1 基本方針

2-1-1 基本構成

本プロジェクトは、ルワンダにおいて、障害を持つ元戦闘員と障害者に対し、技能訓練及び就労支援を行い、就労を実現することで対象者の社会参加を促進することをめざす。また、これらの目標を達成するために、障害者への技能訓練及び就労支援に対する意識向上を図り、対象者のエンパワメントを促進するとともに、技能訓練関係者・行政・市民の理解を深め、対象者をとりまく環境の改善を行う。具体的には、以下の3つの成果実現に向けた活動を展開する。

- ① 技能訓練実施体制及び環境の整備
- ② 技能訓練サービスの促進
- ③ 就労支援サービスの発展

2-1-2 技能訓練実施機関

本プロジェクトにおいて実施する技能訓練は、既存の技能訓練施設を活用することとする。技能訓練を迅速に開始するため、また、技能訓練実施機関の活動の持続性の観点から、既存の施設の活用が望ましいと考える。

本調査では、先行プロジェクトでは治安の関係上十分に対応できなかった西部県の元戦闘員や、元戦闘員以外の障害者も対象とすることを念頭に置いて調査を実施した。その結果、表-1の9機関を実施機関として検討することが望ましい。

表-1 技能訓練実施候補機関及び受入可能想定人数⁴

	名称	県	元戦闘員対象コース	1回の受入人数
1	ニャンザ職業訓練センター (VTC Nyanza)	南部県	大工、溶接、水道工、れんが積み、裁縫、織物	65
2	ルワブイエ職業訓練センター (VTC Rwabuye)	南部県	縫製、大工、建設	45
3	キバリ職業訓練センター (VTC Kibali)	北部県	裁縫、溶接、料理	30
4	ガコ有機農業研修センター (Gako Organic Farming Training Center)	キガリ市	農業	50
5	ルワンダ裁縫協同組合 (SOCORWA)	キガリ市	裁縫	20
6	ルワンダ電気機器製造協同組合 (MERA)	キガリ市	電器修理	25
7	ルワンダ盲連合 (RUB) マカサ研修センター	キガリ市	歩行・点字訓練、農業、靴修理、皮製品修理	10

⁴ 本調査結果を踏まえた内容であるが、プロジェクト開始後、実態に応じて変更修正する可能性あり。

8	ギセニ職業訓練センター（VTC Gisenyi）	西部県	裁縫、建設、料理・ホテルサービス	30
9	ルベンゲラ職業訓練センター（VTC Rubengera）	西部県	電器修理、水道工、溶接、裁縫	20

表－1の1～4の機関は通常、青少年を対象とした職業訓練センター、5～7の機関は障害者を対象とした研修や就労支援を行っている機関である⁵。これらの機関は、先行プロジェクトにおいて実施機関となり、障害を持つ元戦闘員への技能訓練を実施し有益な成果を残している。事業の迅速性をかんがみ、同機関を引き続き実施機関に選定することが有効である。8～9の機関は西部県に位置し、今般、初めて本プロジェクトの実施機関として検討するものである。本調査期間には現場視察できなかったため、後日、現地コンサルタントにより視察調査を行った。

プロジェクトの規模・期間・投入等を考慮しつつ、プロジェクト成果の発現に貢献可能な上述の9機関を、実施機関候補とし、技能訓練コースや受入人数を想定しているが、プロジェクト開始後、必要に応じて変更することも考えられる。

2－1－3 技能訓練実施時期

本プロジェクトは、RDRP ステージ3の武装解除・動員解除・除隊兵士の社会復帰（Disarmament, Demobilization and Reintegration : DDR）のタイミングに応じ、より多くの障害を持つ元戦闘員への技能訓練及び就労の機会を提供することが必要である。既にRDRP ステージ3が始まっていることを考慮すると、可能な限り早急に事業を開始することが望まれる。

本調査の結果、短い準備期間で技能訓練が実施可能なニャンザ・ルワブイエ・キバリの3技能訓練センターにおいて、まずは障害を持つ元戦闘員のみを対象とした技能訓練を実施することが望ましいと考える。同3センターにて約6カ月⁶の技能訓練が実施されている間に、他機関での技能訓練実施準備、元戦闘員以外の障害者の募集・選考の準備を進め、プロジェクト開始8カ月目前後には全対象センターで技能訓練が開始されることを想定し、事業計画を策定することが望まれる。

2－1－4 技能訓練生の選考及びモニタリング

本プロジェクトでは、ルワンダ政府より提出された要請書に基づき、元戦闘員以外の障害者も技能訓練及び就労支援の対象としている。障害を持つ元戦闘員の選考については先行プロジェクトの実績があり、RDRCの協力を得ながら円滑に実施できると想定される。

一方、それ以外の障害者の場合、個々人の基本情報が整備・蓄積されておらず、また技能訓練の実績も少ない。そのため、技能訓練生としての募集から訓練修了後の就労支援に至るまでどのように行うか課題であったが、本調査の結果、募集・選考は、基本的には元戦闘員と同様の方法で行うことが妥当と考える。具体的には、ラジオや張り紙等を通して募集を行い、選考の際は技能訓練センターやRDRC医療ユニットの知見を活用する。ただし、元戦闘員以外の障害者情報に関しては、RDRCよりも地方行政組織や障害者関連団体が把握しており、募集・選考にはそれら

⁵ 教育省管轄の職業訓練センターはVTC（Vocational Training Center）と呼ばれている。他方、本プロジェクト実施機関（VTCとそれ以外の施設）を総じて、技能訓練センター（Skills Training Center : STC）と称する。

⁶ 一般青年を対象とする通常コースは1年間だが、迅速性が求められる元戦闘員を対象としたコースは6カ月間とする予定。ただし、電気機器修理等一部のコースにおいては6カ月以上要するコースもある。

の組織の関与が求められる。

また、技能訓練修了後のモニタリングについては、障害を持つ元戦闘員と障害者双方において RDRC 以外の組織の協力が必要となる。数年前までは RDRP のモニタリング担当スタッフが各地域に配置され、彼らが元戦闘員の継続的な社会復帰を支援していたが、現在は RDRP の規模が縮小し、各県にのみスタッフが配置されている状況である。そのため先行プロジェクトに比べ、RDRC のモニタリングへの関与は困難になると思われる。

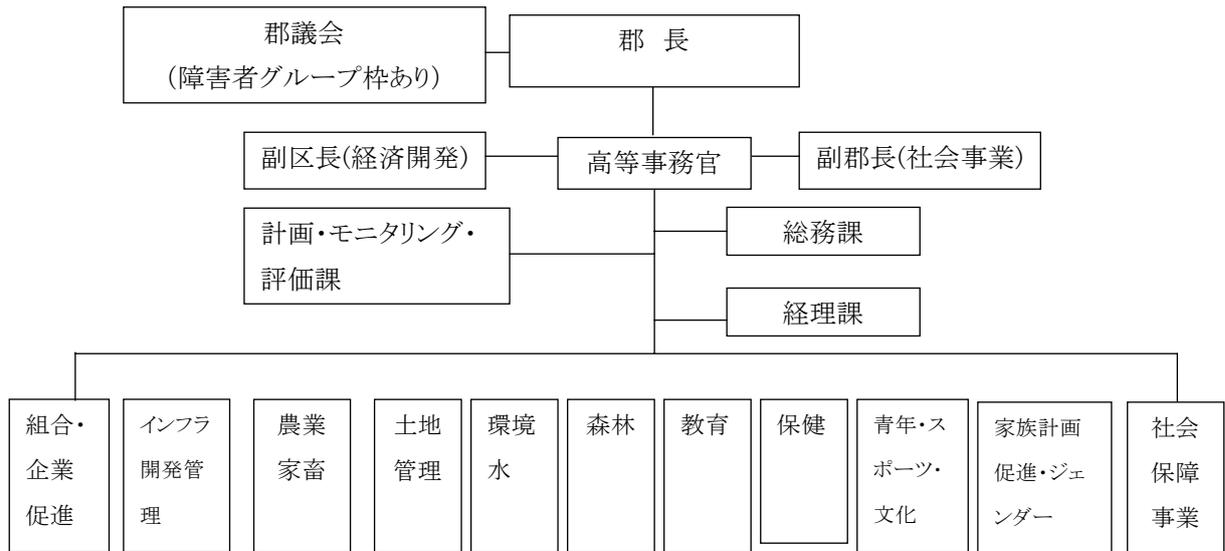
本調査では技能訓練生の選考及びモニタリングに関し、技能訓練センターはもとより、地方行政組織や障害者関連団体の協力を得ることが適切と想定し、それら組織についての現状と連携方法について調査を行った。

(1) 地方行政

ルワンダにおいては障害者登録制度や障害者への公的サービス制度が整備されていないため、障害者の基本情報が一定の場所に集積されておらず、それらの情報収集は困難である。本調査の結果、地域に居住する障害者の基本情報を得るためには、郡 (District) レベル以下の行政機関との連携が有効であると考えられる⁷。具体的には、郡事務所の社会事業担当副郡長や社会保障担当職員への働きかけが適切である。また、技能訓練生を募集・選考する際の情報源として、セクター・セル・村等に存在する貧困者リストを参考にするとよいとの助言もあった。同リストには、氏名・居住地・ステータス (未婚・既婚等)・備考の項目があり、備考欄に障害の有無が明記されているケースがある。また、行政組織が計画・実施している類似プログラムと連携することも考えられる。例えば西部県ルバブ郡事務所では、社会的弱者支援プログラムとして、路上生活障害者への技能訓練や貧困者を対象とした生計向上支援を計画中のことであり、これらの計画とプロジェクトが連携することで、地方行政組織による障害者支援促進の一助となることが考えられる。

また、教育省管轄の職業訓練センターに関しては教育担当職員、組合に関しては組合・企業担当職員が担当しており、活動内容によって適切な協力者を得ることが円滑なプロジェクト実施の鍵となる。地方行政組織への聞き取り調査によると、書面での正式な依頼は郡長あてに行い、具体的な相談は社会事業担当副郡長に問い合わせ、副郡長から適切な職員を紹介してもらうことが適切である。

⁷ 行政区分は、中央→県・キガリ市→郡 (例 ; Kicukiro District) →セクター (例 ; Gahanga Sector) →セル (Cell) →イミドグドゥ (Imidugudu) となる。



図－1 郡事務所組織図（主要部署のみ記載）

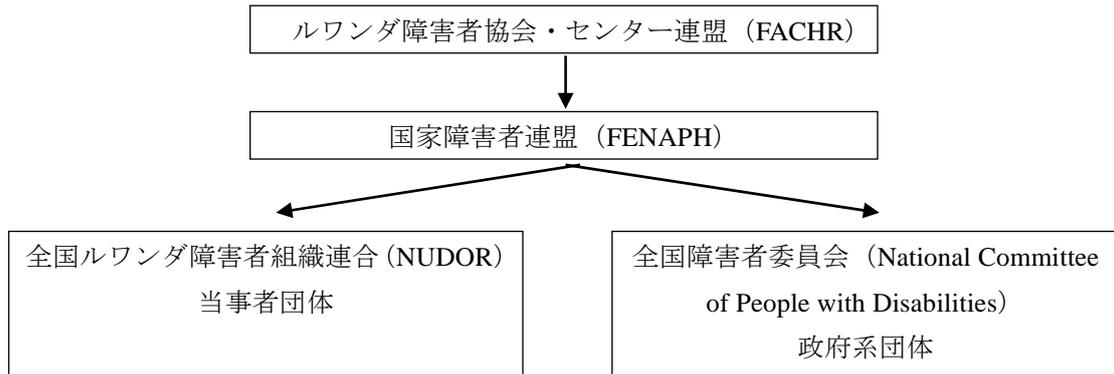
(2) 議会 (Council)

各グループの代表（女性グループ、青年グループ等）から構成される議会に、障害者グループの代表枠が新設された。議会議員は一般選挙により選出されるが、障害者グループ枠は、障害者委員会（Committee of PWDs）のメンバーより別途選出されることとなっている。議会は、国・県・郡・セクター・セルごとに設置されている。障害者委員会も同様に各行政区分に設置されており、同委員会から情報を得ることも可能と考える。

(3) 障害者関連団体

全国規模の障害者関連組織として、国家障害者連盟（FENAPH）が挙げられる。FENAPHは、FENAPHの前身であるルワンダ障害者協会・センター連盟（Federation of Associations and Centers of Handicapped People in Rwanda: FACHR）より名称変更し、2007年10月に設立され、カナダ、スウェーデン、英国等からの援助を得ている。障害者団体や障害者関連制度等全般的事項に関する情報源、または、啓発活動や大規模セミナー開催時の協力先として、FENAPHのような代表的組織との連携は有効である。

なお、組織変遷により2010年11月にFENAPHは、全国ルワンダ障害者組織連合（NUDOR）と全国障害者委員会（National Committee of People with Disabilities）に分割される予定である。NUDORが当事者団体として政府から独立する一方、政府下の団体として、全国障害者委員会が設立される。



図－２ 組織変遷の流れ

一方、研修員の募集・選考、フォローアップ等に関しては、個々の障害者とのネットワークを有する障害者団体との連携が必要である。例えば、主に身体障害者で構成されるルワンダ障害者市民協会（AGHR）や、視覚障害者を対象としたルワンダ盲連合（RUB）が挙げられる。両団体は先行プロジェクトの実施機関であり、本プロジェクトにおいても引き続き連携していくことが有効である。

RUBは独自の研修センターを所有しており、先行プロジェクトでは、一般の視覚障害者が参加する通常の研修コースに視覚障害がある元戦闘員も参加し、共に技能訓練を実施した。本プロジェクトにおいても同様の形をとり、障害を持つ元戦闘員と障害者が共に訓練を実施することとする。

また、AGHRは県・郡ごとに支部があり全国的なネットワークをもっているため、各地域における技能訓練生選考において協力を求めることが考えられる。また、AGHRのZacharie会長は、2007年度地域別研修「アフリカ地域障害者の地位向上」研修の参加者であり、帰国研修員のフォローアップ及び活用の点からも、AGHRと協力することは有効である。

その他の障害種別ごとの代表的組織としては、以下の団体が挙げられる。

- ① ルワンダ全国聾連合（Rwanda National Union of the Deaf：RNUD）
- ② ルワンダ全国女性聾協会（Rwanda National Association of the Deaf Women：RNADW）
- ③ 全国精神障害者組織（National Organization Mental Health：NOUSPR）
- ④ トゥバクンデ（TUBAKUNDE：知的障害者の親で構成される団体）

(4) 元戦闘員関連団体

RDRCからの情報によると、元戦闘員（RDF、旧政府軍兵士、民兵の混合）による組合（アソシエーション）が県・郡・セルに配置されることとなった。各組合には、議長・副議長・事務長・アドバイザーが配置されており、同組合との情報交換や連携が有効である。

2-1-5 技能訓練施設のバリアフリー化

本プロジェクトにおいては、技能訓練実施施設のバリアフリー化改修工事を行うことが計画されている。先行プロジェクトにおいてバリアフリー化改修工事を行ったことで、当該施設のアクセスが向上したことに加え、関係者の障害者に対する意識向上につながった効果的手段として評価を得ている。

他方、本調査において、一部の施設ではスロープが破損している等メンテナンスが十分行われていないことが確認されている。これは、車いす利用者等のスロープが必要な訓練生があまり多くないため、メンテナンスに対する意識が乏しいと推測される。車いす利用者に限らず、歩行困難者を含むすべての者にとってバリアフリーは意味あることだが、予算や人材等の投入が限られている点を考慮すると、より効率的な改修工事が求められる。他方、技能訓練に参加ができない状況にある車いす利用者等の移動困難者が参加可能な環境をつくり出していくことも、障害者の就労支援や社会参加促進には重要な取り組みである。施設以外のバリアフリー化や移動に関する支援は本プロジェクト範囲外であるため、技能訓練センターに通所できない者への直接的支援は難しいが、啓発活動等を通して関係者や市民の意識向上を図る必要がある。

また、改修工事に際しては、教育省建築ユニット・技能訓練センター講師・各郡のインフラ担当官等先行プロジェクトで協力を得た関係者に協力を求め、先行プロジェクトの知見を生かすことが有効である。特に教育省は国連児童基金（UNICEF）との共同事業において、小学校のバリアフリー化改修工事マニュアル⁸を作成しており、それらの知見を技能訓練センターに生かすことが考えられる。

2-1-6 就労支援

先行プロジェクトでは、技能訓練にて習得した技術を生かした協同組合の結成・参加の支援を通して対象者の就労を実現させていた。本調査において先行プロジェクトの技能訓練に参加した組合員に聞き取り調査を行った結果、持続した就労に向けた実践的ヒントを得ることができた。例えば、電器修理組合の場合、プロジェクトで提供するコース期間（11カ月）では携帯電話修理技術の習得までには至らないが、実際には携帯電話修理の需要が最も多いため、個人で民間の追加コースを受講し技術向上に努めている旨報告があった。また、裁縫組合の場合、プロジェクトで提供するコース期間（6カ月）ではスーツ製作技術を習得するまでに至らないが、高い利益を見込めるスーツ製作技術の習得を希望する声が上がっている。本プロジェクトにおいては、より多くの対象者への技能訓練の提供が重視されるため、長期にわたる技能訓練の実施は困難だが、協同組合経営者からの情報を定期的に収集し、対象者にそれらの情報を還元する活動を通して、就労支援を行うことが求められる。

また、職業訓練センターの青少年を対象とした一般コース（1年）では、インターンシッププログラムが実施されている。これは技能訓練修了前の2カ月間、地域の建設業・仕立て屋・小売店等にて現場実習を行うものである。持続性のある就労という点、また地域への社会復帰・社会参加という点においてインターンシッププログラムは有益であり、本プロジェクトにおいて取り入れることも一案である。また、必ずしも長期の技能訓練を必要としない就労支援の方法についても検討の余地がある。例えば、雑貨店経営等の小売業は、仕入れのノウハウ・経理・接客技術等の能力が求められるが、それらの技能を習得する研修の実施も一案である。

⁸ “Child Friendly Schools Infrastructure Standards and Guidelines” Primary and Tronc Commun schools(Rwanda Ministry of Education, 2009)

2-2 基本計画

(1) プロジェクト名

和文：障害を持つ元戦闘員と障害者の社会参加のための技能訓練及び就労支援プロジェクト

英文：The Skills Training and Job Obtainment Support for Social Participation of Ex-Combatants and Other People with Disabilities

(2) プロジェクト期間

2011年～2014年（3年間）

(3) 日本側協力総額

約2億円（暫定）

(4) 協力相手先機関

- ① ルワンダ動員解除・社会復帰委員会（RDRC）
- ② 教育省（MINEDUC）
- ③ 職業開発庁（WDA）
- ④ 地方自治省（MINALOC）
- ⑤ 技能訓練センター（STC）
- ⑥ 地方行政機関（県・郡・セクター・セル等）
- ⑦ 障害者団体

(5) ターゲットグループと最終裨益者

1) ターゲットグループ

- ① 障害を持つ元戦闘員及び障害者
- ② 技能訓練センター関係者及び技能訓練指導者
- ③ 障害者への技能訓練及び就労支援を担う政府及び民間関係者

2) 最終裨益者

① 直接裨益者

- a. キガリ、ルバブ、ニャンザ、キバリ、ギセニ周辺に位置する障害を持つ元戦闘員及び障害者
- b. キガリ、ルバブ、ニャンザ、キバリ、ギセニ周辺に位置する技能訓練センター関係者及び技能訓練指導者

② 間接裨益者

- a. 全国の職業訓練センター関係者及び技能訓練指導者
- b. 全国の障害を持つ元戦闘員及び障害者とその家族
- c. 障害者への技能訓練及び就労支援を担う政府及び民間関係者

2-3 運営管理体制

RDRP は事業の総監督と進捗管理を行うとともに、障害を持つ元戦闘員を対象とした技能訓練生の募集・選考・モニタリングにおいて中心的役割を担う。RDRP 議長がプロジェクトダイレクター、RDRP コーディネーターがプロジェクトマネージャー、RDRP のチーフオペレーション職員がアシスタントプロジェクトマネージャーを務める。

職業訓練センターに関する政策策定機関である WDA はスーパーバイザーとして、事業を監督するとともに、必要に応じて職業訓練センターに関する助言や情報提供を行う。

RDRP の管轄省庁であり、元戦闘員や障害者を含めた社会的弱者支援に関する政策策定機関である MINALOC と、WDA の管轄省庁である MINEDUC は、必要に応じて障害者支援及び職業訓練に係る助言や情報提供を行う。

技能訓練センターは、技能訓練実施機関として、技能訓練生の選考・実施において中心的役割を担う。

地方行政機関及び障害者関連団体は、一般障害者を対象とした技能訓練生の募集・選考・モニタリング・就労支援における協力機関となる。

2-4 プロジェクト目標

(1) プロジェクト目標

技能訓練に参加した障害を持つ元戦闘員と障害者の就労が実現される。

【指標】

- ① プロジェクトにより習得した技能を活用して、一定期間内に収入を創出した技能訓練修了生の人数
- ② 技能訓練以外のプロジェクト活動により、一定期間内に収入を創出した技能訓練修了生の人数

(2) 上位目標

技能訓練に参加した障害を持つ元戦闘員と障害者の社会参加が促進される。

【指標】

- ① プロジェクトにより就労した技能訓練修了生の人数及び割合 (%)
- ② 家族・近隣住民・友人・コミュニティグループとの関係が改善された技能訓練修了生の人数及び割合 (%)
- ③ 地域・社会資源の活用が増加した技能訓練修了生の人数及び割合 (%)
- ④ 生活の質が向上したと感じる技能訓練修了生の人数及び割合 (%)

2-5 期待される成果と活動

(1) 成果 1: 障害を持つ元戦闘員と障害者に対する技能訓練実施に係る環境が整備される。

【指標】

- ① バリアフリー化される技能訓練センター数

- ② 技能訓練センターにて技能訓練に参加した障害を持つ元戦闘員と障害者の人数
- ③ コース内容及び指導方法を、障害を持つ元戦闘員と障害者により適したものと改善した技能訓練講師の割合（％）

【活動】

1-1 技能訓練に係る環境整備

- 1-1-1 市場ニーズ・障害を持つ元戦闘員と障害者のニーズを調査する。
- 1-1-2 技能訓練コース・対象センターを選定する。
- 1-1-3 技能訓練生選考方法・基準を設定する。
- 1-1-4 関係者・関係機関の役割を設定する。

1-2 訓練センターの環境改善

- 1-2-1 物理的環境を整備する。
- 1-2-2 人的環境を整備する。

(2) 成果2：障害を持つ元戦闘員と障害者に対する技能訓練が促進される。

【指標】

- ① 技能訓練の課程を修了した障害を持つ元戦闘員と障害者の人数
- ② 技能訓練課程の内容に満足した障害を持つ元戦闘員と障害者の割合（％）
- ③ 期待されたレベルの技能を習得した障害を持つ元戦闘員と障害者の割合（％）

【活動】

- 2-1 技能訓練を実施する。
- 2-2 技能訓練のモニタリング・評価・分析を実施する。
- 2-3 技能訓練コースの内容・指導方法を改善する。

(3) 成果3：障害を持つ元戦闘員と障害者に対する就労のための支援サービスが発展する。

【指標】

- ① 組合を結成・参加した障害を持つ元戦闘員と障害者の人数
- ② 雇用された障害を持つ元戦闘員と障害者の人数
- ③ スターターキットを受け取った障害を持つ元戦闘員と障害者の人数
- ④ スターターキットを活用している障害を持つ元戦闘員と障害者の人数
- ⑤ 障害を持つ元戦闘員と障害者に関する啓発活動を実施した回数
- ⑥ 啓発活動に参加した人数
- ⑦ 啓発活動に参加した者のなかで、障害を持つ元戦闘員と障害者の就労支援の重要性を理解した者の割合（％）

【活動】

- 3-1 技能訓練生に対し、組合の結成・参加に関する支援を行う。
- 3-2 技能訓練生にスターターキットを提供する。
- 3-3 先行プロジェクトの対象者を含め技能訓練修了生に対し、必要な情報や支援を提供する。
- 3-4 障害を持つ元戦闘員と障害者の啓発やエンパワメントに関する活動を実施する。

2-6 投入計画

2-6-1 日本側投入

(1) 人材

- ① 日本人長期専門家 2名
 - a. 業務調整/研修 (1名×3年)
 - b. 障害者支援 (1名×3年)
- ② 日本人または第三国短期専門家 3名 (2週間/人)
 - a. バリアフリー (1名×2週間)
 - b. 障害者就労支援 (1名×2週間×2回)
- ③ 介助者 (短期専門家が障害当事者で、介助者が必要な場合に派遣)

(2) 資機材

- ① プロジェクト実施に必要な資機材
- ② 訓練生に配布するスターターキット

(3) プロジェクト活動経費

- ① 運営費 (現地スタッフ雇用費、技能訓練実施経費等)
- ② 技能訓練センターバリアフリー化改修費
- ③ 講師研修及び意識向上セミナー開催費

(4) 調査団派遣

- ① 運営指導調査団
- ② 終了時評価調査団

* 中間レビュー調査団派遣は、必要に応じて実施

2-6-2 ルワンダ側投入

(1) 人材 (カウンターパート人員)

- ① スーパーバイザー (WDA)
- ② プロジェクトダイレクター (RDRC 議長)
- ③ プロジェクトマネジャー (RDRP コーディネーター)
- ④ アシスタントプロジェクトマネジャー (RDRP チーフオペレーションオフィサー)
- ⑤ 技能訓練センター長

(2) 施 設

- ① プロジェクトに活用される施設（技能訓練・研修・会議のための施設）
- ② 日本人専門家執務室〔MINALOC 建物内（予定）〕

(3) プロジェクト活動経費

- ① 事務機材及び機材維持費
- ② 機材関連消耗品

2-7 外部条件

(1) 成果（アウトプット）達成のための外部条件

- ① 対象となるセンターの運営が維持される。
- ② 対象となるセンターのスタッフが離職しない。

(2) プロジェクト目標達成のための外部条件

障害を持つ元戦闘員と障害者の技能訓練・就労支援に関する事項への責務が、政府の方針において今後も重要と位置づけられる。

(3) 上位目標達成のための外部条件

- ① 障害を持つ元戦闘員と障害者を支援する法的枠組みが維持される。
- ② 障害を持つ元戦闘員が復帰する地域の治安が確保される。

2-8 評価実施方法及び計画

本プロジェクトは小規模案件⁹につき、以下のとおり、簡易な形式での評価を行う。

(1) 事前評価

実施計画書に妥当性及び今後の評価計画（評価担当部署及び評価方法）の記述を含めることとし、事前評価表は作成しない。

(2) 中間レビュー

協力期間5年以上の案件が中間レビュー対象となるため、協力期間3年である本プロジェクトは対象とならない。しかし、中間レビューで行われる評価の観点は効果的なプロジェクト実施において重要な観点であるため、運営指導調査実施のタイミング等に合わせて、必要に応じて実施することが考えられる。時期としては、プロジェクトの中間期、開始後18カ月～22カ月後ごろに実施することが適切である。

⁹ 総投入額2億円未満の技術協力プロジェクトは、小規模案件に位置づけられる。

(3) 終了時評価

妥当性、有効性、効率性の3つの観点の評価を行うこととし、持続性、インパクトは必要に応じて、担当部で判断し評価することとなる。調査団の派遣については、担当部長ないしは事務所長の判断により必要に応じて、プロジェクト終了6カ月前ごろから終了までに実施される。

第3章 プロジェクトの評価

3-1 妥当性

本プロジェクトは以下に示すとおり、ルワンダ政府の政策及びニーズ、わが国の援助政策との整合性を確保し、妥当性が高いと判断できる。

(1) ルワンダ政府国家政策との整合性

ルワンダ政府は、国家開発計画 Vision2020 において、人的資源開発、とりわけ技術職業教育及び科学技術分野の人材育成に取り組んでいる。2007年に採択された第2次貧困削減計画（EDPRS2008-2012）においては、教育の質向上と技術開発が重要視され、技術教育・職業訓練の強化に関する新モニタリング指標も加えられており、技能訓練を実施する本プロジェクトは、ルワンダ政府の方針と合致するといえる。

また、貧困削減戦略計画（PRSP2002）において、内戦後の復興と開発に主眼を置いた国家計画が示されており、国民和解の重要性が強調されている。また、EDPRS においては社会保障の柱のなかで、障害を持つ元戦闘員や障害者等の社会的弱者への支援が明記されている。さらに、障害を持つ元戦闘員に関する法律及び、障害者保護法が 2007 年に制定され、特に障害を持つ元戦闘員に関する法律では、障害の程度に応じた手当の支給、住居や医療サービスの提供等が明記されている。

以上のとおり、ルワンダ政府は、国民和解や、障害を持つ元戦闘員及び障害者の支援に取り組んでおり、本プロジェクトはルワンダ政府の取り組みを支援するものといえる。

(2) わが国援助政策及び JICA の対ルワンダ協力量針との整合性

ODA 大綱（2003）の重点課題「平和の構築」において元戦闘員の社会復帰の重要性が明記されているとともに、TICAD IV（第4回アフリカ開発会議）で策定された横浜行動計画（2008）においては、紛争予防、人道・復興支援を通じて、アフリカ地域における平和の定着を推進することが表明されており、元戦闘員及び障害者を対象としている本プロジェクトは、わが国の援助政策と整合性を確保しているといえる。

また、本プロジェクトは、対ルワンダ国事業展開計画における援助重点分野「人的資源開発」のなかの開発課題「科学技術教育・訓練プログラム」に資し、対ルワンダ協力の重点プログラム「科学技術教育・職業プログラム」において、社会的弱者への技能訓練強化のための支援として位置づけられている。

(3) 実施機関選定の妥当性

主要実施機関として RDRC 及び技能訓練センターが挙げられる。RDRC は、RDRP を行う唯一の機関であり、先行プロジェクトにおいてカウンターパート機関として主体的に活動しており、RDRC を実施機関として選定することは妥当である。また、技能訓練センターは、技能訓練を実施している既存の機関のなかから、本プロジェクトの趣旨に合う機関を RDRC 等関係者の助言を得ながら選定することとしており、妥当性は高いといえる。

(4) 対象地区選定の妥当性

ルワンダは、北部・南部・東部・西部の4県と、キガリ市の1市から成り立っている。本プロジェクトでは、東部を除いた3県と1市に位置する技能訓練機関において事業を実施する。東部においては、先行プロジェクトにおいて2カ所のセンターを活用して対応済みであり、先行プロジェクトの成果を踏まえたうえで対象地区が選定されており妥当性は高い。また、西部県については、RDRP ステージ3の主な対象者である民兵が多く存在する県であり、RDRP との整合性を確保している。

(5) 他ドナー事業との関係における妥当性

RDRP ステージ3は世界銀行を主とし、スウェーデン、オランダ、ドイツ復興金融金庫(KfW)等からの資金援助により実施されている。また、過去においては障害がない元戦闘員への技能訓練や、障害を持つ元戦闘員への医療・リハビリテーション支援をドイツ技術協力公社(GTZ)が支援しているが、障害を持つ元戦闘員への技能訓練に特化した支援は、他ドナーでは実施されておらず、本プロジェクトの妥当性は極めて高いといえる。

3-2 有効性

本プロジェクトは、障害を持つ元戦闘員及び障害者を対象とした、①技能訓練実施環境の整備、②技能訓練サービスの促進、③就労支援サービスの発展、という一連の取り組みにより、対象者の就労を実現させることが計画されている。就労実現のためには、対象者自身の能力向上と、彼らを取りまく環境の改善や関係者の意識向上の双方の取り組みが必要であり、それら双方の成果を掲げ、就労実現をめざす本プロジェクトは有効性が高いといえる。

また、RDRP ステージ3実施のタイミングに合わせて本プロジェクトを行うことで、技能訓練及び就労のニーズをもつより多くの元戦闘員を対象とすることが可能であり、プロジェクトの有効性がより高まるといえる。

3-3 効率性

既存の技能訓練センターを利用することとしており、既存の運営方法・資源・人材を活用することで、技能訓練実施に係る環境整備及び技能訓練が迅速かつ効率的に行われ、効率性は非常に高いと判断できる。

また、技能訓練センターのバリアフリー化改修工事については、改修が必要な箇所の検討を十分に行ったうえで効率的な改修工事を行うこととしている。

さらに、プロジェクトにて習得した技能を生かした就労を実現させるべく、習得した技術を生かすためのスターターキットの配布や組合結成支援など、成果を産出するための活動が計画されており、十分な効率性が見込まれる。

3-4 インパクト

(1) 上位目標とプロジェクト目標

障害を持つ元戦闘員と障害者が、技能訓練にて習得した技能を生かして就労を実現させることで、彼らの社会参加を促進することが見込まれる。就労を実現させることは経済的自立につながるうえ、他者との交流が増え、家族や周囲との関係性が広がり、社会的活動が増加

することが予想される。これらは対象者の社会参加を促進することとなり、大きなインパクトが見込まれる。

(2) その他のインパクト

障害者に対して技能訓練を実施している機関は限定されており、本プロジェクトの実施を通して、障害者に対する意識及び障害への理解を高め、将来的には障害者の技能訓練へのアクセスを拡大することが見込まれ、インパクトが大きいと判断される。

また、就労支援に係る啓発活動を通して、元戦闘員を含む障害者のエンパワメントを促進するとともに、家族や地域住民、関係者との和解に貢献するのみならず、彼らの障害観や彼らを取りまく環境に対してもインパクトを与えることが見込まれる。

先行プロジェクトでは、出自の違う元戦闘員が交ざって組合を形成している事例や、元戦闘員のみならず一般市民も一緒に組合を形成している事例が確認されていることから、人々の間の和解促進のインパクトも期待される。

3-5 持続性

(1) 政策・制度面からの持続性

障害を持つ元戦闘員の保護に関する法律（2007）及び障害者保護法（2007）において、障害者に対する教育や雇用に対する均等な機会の促進をめざすことを明確にしており、ルワンダ政府が障害を持つ戦闘員や障害者を長期的に支援していく姿勢を示している。また、2008年には国連障害者の権利条約を批准しており、障害者支援は段階的に発展していくと判断され、組織・制度面の持続性の確保が認められる。

(2) 技術面の持続性

障害を持つ元戦闘員や障害者に対し、技能訓練中にスターターキットの配布及び組合結成支援を行うことで、習得した技術を活用した就労が円滑に実施され、経済的自立を促すこととなり持続性が見込まれる。

また、プロジェクトで得た指導技術は技能訓練センター関係者に蓄積され、今後の技能訓練指導に生かされることとなる。また、障害者の選考・フォローアップ、啓発活動等については、地方行政や障害者関連団体の協力を仰ぐことが計画されており、プロジェクトの知見・技術は彼らにも蓄積されることとなる。

(3) 組織・財政面の持続性

元戦闘員支援は迅速性が重要であり、かつ期間が限定されており、RDRP についても期限付きプログラムである。2012年12月にRDRPが終了する予定だが、動員解除が目標値に達しない場合は延長される可能性があり、また、RDRP終了後も政府予算等でRDRCが存続することが確認されており、組織面に関する持続性はある程度確保されている。ただしRDRP終了後は、RDRCの規模及び予算が大幅に縮小されることが予測されるため、可能な限り、地方行政や関連組織との連携を促し、RDRC縮小後の状況に備えた取り組みが必要である。

3-6 協力実施に係る他の留意点

3-6-1 技能訓練生選考に係る配慮

異なる武装グループ出身の元戦闘員間あるいは元戦闘員と一般市民の関係性について配慮が必要であり、技能訓練生の選考プロセスにおいて、元国軍兵士・元旧政府軍兵士・元民兵・その他の障害者のバランスに配慮する必要がある。これらバランスの配慮に基づいた選考については、先行プロジェクト同様、RDRC と技能訓練センターが主体的に行う予定だが、プロジェクト側もこれらの配慮事項については十分認識しておく必要がある。

また、選考プロセスにおいては、貧困者を優先条件のひとつとし社会的弱者への配慮に留意する。また、障害を持つ女性元戦闘員は、女性であること、障害を持つことの二重のバリアがあることが指摘されているため、障害を持つ女性元戦闘員の参加にも適切な配慮を行う。

3-6-2 他ドナーとの情報共有

ルワンダ政府は、省庁、県、郡等さまざまな行政区分レベルで、ドナーを含めたセクター会合を定期的で開催している。より効果的な事業運営や他ドナーとの連携事業の可能性を探るためにも積極的にそれらの会合に出席し、情報交換の機会をもつことが重要である。

3-6-3 技能訓練対象外の障害者に係る対応

本プロジェクトにおいては、既存の技能訓練コースに参加可能な者を対象とするため、移動困難な者や、技能訓練実施機関周辺に居住していない者は技能訓練への参加が難しい。例えば、本調査では重度障害（カテゴリー1、2）の元戦闘員居住区の調査を行ったが、住民の多くは車いす利用等移動に困難を伴うものの、技能訓練可能な身体能力をもっており、技能訓練へのニーズは大変高い。しかし、技能訓練センターへの移動が困難なため、本プロジェクトにおける技能訓練には参加できない状況である。住居は社会資源が乏しい高台に位置し、移動手段がない彼らは家屋周辺のみで時間を潰すことが日々の日課となっており、彼らの生活の質の向上は喫緊の課題である。本プロジェクトの技能訓練への参加は困難だが、啓発セミナーへの参加や関連情報の提供等、可能な範囲での配慮が期待される。

3-6-4 障害当事者団体への支援

本プロジェクトにおいては、ローカルコンサルタントや障害当事者団体等、障害者支援に従事する障害当事者・組織が多く関係することが想定される。これら関係者を障害分野の課題別・地域別研修等の本邦研修の対象とし、今後のルワンダにおける障害分野を担う人材を育成することも、本プロジェクト成果の持続性及びインパクトを考えるうえで効果的と考えられる。

3-7 結論

技能訓練を通して障害を持つ元戦闘員と障害者の就労を実現し、将来的には社会参加の促進をめざす本プロジェクトは、ルワンダ及びわが国の政策との整合性を確保しており、十分な妥当性が見込まれる。

また、就労実現のためには対象者自身の能力向上と、彼らを取りまく環境の改善や関係者の意識向上の双方の取り組みが必要であり、それら双方の成果を掲げる本プロジェクトは有効性が高いといえる。

さらに、既存の資源・人材・運営方法を活用することで、プロジェクトが迅速かつ効率的に行われることとなり、効率性は非常に高いと判断できる。

また、就労を実現させることは経済的自立につながるうえ、他者との交流が増え、家族や周囲との関係性が広がり、社会的活動が増加することが予想される。これらは対象者の社会参加を促進することとなり、大きなインパクトが見込まれる。また、就労の一手段として組合結成支援を行うが、出自の異なる元戦闘員や元戦闘員以外の障害者、一般市民が共に組合を形成することで和解促進のインパクトも期待される。

持続性については、制度面・技術面においては見込まれるものの、組織・財政面においては留意が必要である。RDRP 終了後は、RDRC の規模・予算が大幅に縮小されることが予想されるため、可能な限り地方行政や関連組織との連携を促し、RDRC 縮小後の状況に備えた取り組みが必要である。

現在のルワンダの状況下では、障害者に対する十分なデータ・情報が不足しており、障害分野の単独案件を形成することは困難である。他方、元戦闘員の場合、十分なデータ・情報があり比較的早期の段階から事業を実施しやすい。このように、平和構築の要素をもつ案件に障害者支援の視点を取り入れることで、早期の段階から障害分野事業を手がけていくことが可能となる。元戦闘員支援から取りかかり、その後、障害者支援へと広がっていくケースは他国でもみられており、本プロジェクトをエントリーポイントとして将来的には障害者支援へつながるという可能性も考えられる。

第4章 調査後の協議経過

4-1 案件名称変更に係る協議議事録（M/M）の署名

本調査時は、案件名「The Skill Training and Job Obtainment for Social Participation of Ex-combatants and Civilians with Disabilities」にて合意を得た。しかし、その後、教育省及び地方自治省より、元戦闘員は既に市民として生活していることを踏まえ「Civilians」を「Other People」に変更したい旨提案があり、協議の結果、「The Skills Training and Job Obtainment Support for Social Participation of Ex-Combatants and Other People with Disabilities（障害を持つ元戦闘員と障害者の社会参加のための技能訓練及び就労支援）」に変更した。JICA ルワンダ支所（当時）を通じて、2010年11月にJICA ルワンダ支所長と、教育省事務次官、地方自治省事務次官代理、RDRC 議長の間で、案件名称に係る M/M の署名が交わされた。

4-2 討議議事録（R/D）の署名

詳細計画策定調査の結果を踏まえ、JICA ルワンダ駐在員事務所を通じてプロジェクトの詳細について先方と更に協議を重ね、プロジェクト実施について合意に至った。合意内容は討議議事録（Record of Discussion : R/D）にまとめられ、2010年12月にJICA ルワンダ駐在員事務所長と、教育省事務次官、地方自治省事務次官代理、RDRC 議長の間で署名が交わされた。

付 属 資 料

1. プロジェクト概要表 (PDM)
2. 活動計画案 (PO)
3. 面談調査結果概要
4. 詳細計画策定調査に係る協議議事録 (M/M)
5. 案件名称変更に係る協議議事録 (M/M)
6. 討議議事録 (R/D)

1. プロジェクト概要表 (PDM)

「障害を持つ元戦闘員と障害者の社会参加のための技能訓練及び就労支援プロジェクト」プロジェクト概要表 (PDM)

プロジェクト期間: 2011年3月～2014年3月
 ターゲット地域: ルワンダ共和国
 ターゲットグループ: 障害を持つ元戦闘員及び障害者

バージョン: PDM0
 日付: 2011年1月

プロジェクトの要約	指 標	指標データの入手手段	外部条件
<p><上位目標> 技能訓練に参加した障害を持つ元戦闘員と障害者の社会参加が促進される。</p> <p><プロジェクト目標> 技能訓練に参加した障害を持つ元戦闘員と障害者の就労が実現される。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロジェクトにより就労した技能訓練修了生の人数及び割合 (%) 2. 家族・近隣住民・友人・コミュニティグループとの関係が改善された技能訓練修了生の人数及び割合 (%) 3. 地域・社会資源の活用が増加した技能訓練修了生の人数及び割合 (%) 4. 生活の質が向上したと感じる技能訓練修了生の人数及び割合 (%) <ol style="list-style-type: none"> 1. プロジェクトにより習得した技能を活用して、一定期間内に収入を創出した技能訓練修了生の人数 2. 技能訓練以外のプロジェクト活動により、一定期間内に収入を創出した技能訓練修了生の人数 	<ul style="list-style-type: none"> - ベースライン調査 - 追跡調査 - 訓練生への質問票・面談 - 訓練生の家族・友人関係者への面談 - 関係機関からの報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を持つ元戦闘員と障害者を支援する法的枠組みが維持される。 ・障害を持つ元戦闘員が復帰する地域の治安が確保される。 <p>障害を持つ元戦闘員と障害者の技能訓練・就労支援に関する事項への責務が、政府の方針において今後も重要と位置づけられる。</p>
<p><成果> 1. 障害を持つ元戦闘員と障害者に対する技能訓練実施に係る環境が整備される。</p> <p>2. 障害を持つ元戦闘員と障害者に対する技能訓練が促進される。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1-1. バリアフリー化される技能訓練センター数 1-2. 技能訓練センターにて技能訓練に参加した障害を持つ元戦闘員と障害者の人数 1-3. コース内容及び指導方法を、障害を持つ元戦闘員と障害者により適したものと改善した技能訓練講師の割合 (%) <ol style="list-style-type: none"> 2-1. 技能訓練の課程を修了した障害を持つ元戦闘員と障害者の人数 2-2. 技能訓練課程の内容に満足した障害を持つ元戦闘員と障害者の割合 (%) 2-3. 期待されたレベルの技能を習得した障害を持つ元戦闘員と障害者の割合 (%) <ol style="list-style-type: none"> 3-1. 組合を結成・参加した障害を持つ元戦闘員と障害者の人数 3-2. 雇用された障害を持つ元戦闘員と障害者の人数 3-3. スターターキットを受け取った障害を持つ元戦闘員と障害者の人数 3-4. スターターキットを活用している障害を持つ元戦闘員と障害者の人数 3-5. 障害を持つ元戦闘員と障害者に関する啓発活動を実施した回数 3-6. 啓発活動に参加した人数 3-7. 啓発活動に参加した者のなかで、障害を持つ元戦闘員と障害者の就労支援の重要性を理解した者の割合 (%) 	<ul style="list-style-type: none"> - ベースライン調査 - 追跡調査 - 訓練生への質問票・面談 - 関係機関からの報告書 - プロジェクト報告書 - 研修・セミナー参加者質問票・面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となるセンターの運営が維持される。 ・対象となるセンターのスタッフが滞職しない。

＜活動＞	＜投入＞		＜前提条件＞
<p>1-1. 技能訓練に係る環境整備</p> <p>1-1-1. 市場ニーズ・障害を持つ元戦闘員と障害者のニーズを調査する。</p> <p>1-1-2. 技能訓練コース・対象センターを選定する。</p> <p>1-1-3. 技能訓練生選考方法・基準を設定する。</p> <p>1-1-4. 関係者・関係機関の役割を設定する。</p> <p>1-2. 訓練センターの環境改善</p> <p>1-2-1. 物理的環境を整備する。</p> <p>1-2-2. 人的環境を整備する。</p> <p>2-1. 技能訓練を実施する。</p> <p>2-2. 技能訓練のモニタリング・評価・分析を実施する。</p> <p>2-3. 技能訓練コースの内容・指導方法を改善する。</p> <p>3-1. 技能訓練生に対し、組合の結成・参加に関する支援を行う。</p> <p>3-2. 技能訓練生にスターターキットを提供する。</p> <p>3-3. 先行プロジェクトの対象者を含め技能訓練修了生に対し、必要な情報や支援を提供する。</p> <p>3-4. 障害を持つ元戦闘員と障害者の啓発やエンパワメントに関する活動を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">＜日本＞</p> <p>＜長期専門家＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務調整研修(1名×3年) ・障害者支援(1名×3年) <p>＜短期専門家＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア(1名×2週間) ・障害者就労支援(1名×2週間×2回) ・介助者(短期専門家が障害当事者で、介助者が必要な場合に派遣) <p>＜機材購入＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト実施に必要な資機材 ・訓練生に配布するスターターキット <p>＜活動経費＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費(現地スタッフ雇用費、技能訓練実施経費等) ・技能訓練センターボランティア活性化改修費 ・講師研修及び意識向上セミナー開催費 	<p style="text-align: center;">＜ルワンダ＞</p> <p>＜カウンターパート>(17名)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① スーパーバイザー(WDA) ② プロジェクトダイレクター(RDRC 議長) ③ プロジェクトマネージャー(RDRP コーディネーター) ④ アシスタントプロジェクトマネージャー(RDRP チーフオペレーションオフィサー) ⑤ 技能訓練センター長 <p>＜施設・機材＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトに活用される施設(技能訓練・研修・会議のための施設) ・日本人専門家執務室 <p>＜プロジェクト活動経費＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務機材及び機材維持費 ・機材関連消耗品 	<p>・カウンターパートが勤務を継続する。</p> <p>・RDRPを支援している他ドナーが資金援助を継続する。</p> <p>・ルワンダ及び周辺国の治安が悪化しない。</p>

3. 面談調査結果概要

日 時	2010年10月11日（月）12:30～13:00
場 所	地方自治省（MINALOC）事務次官執務室
面談者	地方自治省事務次官：Mr. Eugene Barikana, Secretary General（Permanent Secretary）
訪問者	久野団員、鯉沼団員、原田団員、Mr. Bahoze Jean Floribert（現地コンサルタント）、 Mr. Jean Paul（JICA ルワンダ支所教育担当プログラムコーディネーター）
目 的	プロジェクトへの協力依頼及び担当者の確認、ミニッツ案の確認
要 旨	<p>1. プロジェクト担当者</p> <p>Mr. Rwangabwoba Olivier, Advisor of State Minister（副大臣付事務次官補佐）</p> <p>2. 相手側発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者を含めた市民を支援することが本省の方針。 ・ 現在、国家社会保障政策（最新版）を最終確認中。 ・ 各地区・セルに地方議員で構成された議会があるが、キャパシティが不十分であり十分に機能していない。 ・ 本プロジェクトは地方行政・市民社会・民間企業等あらゆる関係者が関与することとなる良い案件である。 ・ 対象を一般障害者にも拡大したことは喜ばしい。 ・ 障害者の権利保障は不十分である。 ・ 障害者は交通事故等さまざまな理由で障害を負っており、障害者全体への支援が必要。“PWD including Ex-combatants” にしていきたい。本プロジェクトはそれを可能にすると考える。 ・ 障害を持つ元戦闘員の社会復帰は、早期の段階から地域で行う必要がある。

日 時	2010年10月11日（月）14:00～15:30
場 所	ルワンダ動員解除・社会復帰委員会（RDRC）議長室
面談者	<ul style="list-style-type: none"> ・ ルワンダ動員解除・社会復帰委員会議長：Mr. Sayinzoga Jean, Chairman ・ ルワンダ動員解除・社会復帰プログラムコーディネーター：Mr. Francis Musoni, Coordinator, RDRP
訪問者	久野団員、鯉沼団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目 的	プロジェクトデザインに関する協議、プロジェクト担当者及びミニッツ案の確認
要 旨	<p>1. プロジェクト担当者</p> <p>Mr. Francis Musoni（コーディネーター）</p> <p>2. Sayinzoga 議長発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請書が（MINALOC ではなく）教育省（MINEDUC）から出された背景は理解している。職業訓練センター（VTC）が MINEDUC 管轄である点、各国援助機関の業務分掌（Division of Labour：DOL）において日本が教育を割り当てられる事情があ

る点を理解している。

- ・ 日本側提案内容について大枠は了承。重要な点は、プロジェクトの目的とプロジェクトが確実に実施されることであり、そのために必要な変更はかまわない。
- ・ 要請書と異なり就労に関し明記されているが、本プロジェクトは技能訓練を主としたものであり多少懸念が残る。しかし、これらの事柄は要請書内容を狭めるものではなく拡大していくものであるため、就労を追記することを理解する。
- ・ 精神的外傷を患っている者が多く、精神的ケアは大きな問題。
- ・ RDRC のパートナーとして、職業開発庁 (WDA) や VTC が挙げられる。MINALOC も主管官庁として適切な助言を与えている。
- ・ 本プロジェクト全体の責務は RDRC が担う。
- ・ プロジェクト担当者は Mr. Francis。また、先行プロジェクトにて現地スタッフを務め、現在は RDRC にてコンサルタントを務める Mr. Floribert も担当者となる。
- ・ オペレーション担当職員も本プロジェクトへの対応可能 (現在、空席の状況)。
- ・ 元戦闘員への技能訓練は 6 カ月の期間で実施され、今回は 2011 年 1 月にスタート。
- ・ ルワンダ動員解除・社会復帰プログラム (RDRP) は時限的プログラムであり、いずれは終了するが、RDRC は存続していく。RDRP 終了に伴い世銀からの資金援助はなくなるが、ルワンダ政府の予算や他ドナーの援助を得ながら RDRC を存続させることとなる。
- ・ RDRP では、Technical Coordination Committee (TCC) を 3 カ月ごとに開催し、各援助機関が出席している。
- ・ 援助機関として、世銀、ドイツ、スウェーデン、ルワンダ政府、Transnational Demobilization Reintegration Programme (TDRP) がある。透明性の確保が必要。
- ・ VTC 選定については、「指導者・設備・環境・コース」の観点から検討し、適切なセンターを選び、技能訓練実施の際は、センターと契約書を交わす。
- ・ 各県に、調整役・活動運営を担当する職員 (Reintegration Officer) を 1 名配置。
- ・ 本プロジェクトにて、少なくとも 1,000 人は技能訓練に参加することをめざしたい。

3. Mr. Francis 発言要旨

- ・ コーディネート業務は、方針や事業計画の策定、技能訓練支援、医療スクリーニング、障害者支援団体との調整等。
- ・ 先行プロジェクトの経験があるため、ある程度実施しやすいと思われる。一方、一般障害者が対象者に加わることで、訓練生選考に関し難しい点があると思われる。
- ・ 元戦闘員選考基準は、貧困や家族構成等を記載したチェックリストを使用する。
- ・ 貧困は大きな問題であり、女性・子どもへの手当が必要。貧困者には、生活費 (食費・住居費) を支給している。
- ・ 就労については、2~3 年後も継続して働いているかが重要。
- ・ 技能訓練はアクセスを踏まえ、対象者の居住地で行うことが適切。特に、車いす利用者の場合、褥瘡 (じょくそう) のケア等で 2~3 時間ごとの休憩が必要なため、居住地周辺での技能訓練が必要となる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行プロジェクト対象者のなかで車いす利用者は、1,000人中2～3人程度。 ・ 病院に入院していた重度（カテゴリー1）の元戦闘員が退院し、無償で提供された住居に暮らし始めている。彼らを対象とした技能訓練を行うのであれば良いタイミング。 ・ 先行プロジェクト技能訓練に参加した障害を持つ女性元戦闘員は4名。女性は、家族の世話を優先するため、技能訓練に参加しない者が多い。
入手資料	RDRP 年間レポート（2009年）

日時	2010年10月11日（月）16:00～17:30
場所	職業開発庁（WDA）局長室
面談者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業開発庁局長：Mr. Nsengiyumva Albert, Director General ・ TVET アドバイザー：Mr. Nsengiyumva Humble, TVET Advisor ・ TVET 学校開発担当：Mr. Munezero, Ag. Director, TVET School Development
訪問者	久野団員、鯉沼団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目的	プロジェクトへの協力依頼及び担当者の確認、ミニッツ案の確認
要旨	<p>1. プロジェクト担当者 Mr. Munezero（TVET 学校開発担当）</p> <p>2. 相手側発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ WDA は 2009 年に設立された新組織であり、スタッフ数は十分でない。 ・ WDA の役割は、技術・職業教育の促進と開発。 ・ 中等教育で技術を習得しても卒業後就職できない状況が少なくない。WDA はそれらの課題に取り組んでいる。 ・ 技能訓練は学問を学ぶのとは異なり、日々の実践のなかで学んでいくもの。 ・ 技能訓練の先に市場があることを考えて訓練を行う必要がある。VTC は、労働市場ニーズを把握する必要がある。 ・ 需要の高い分野としては、サービス業（ホテル、観光業等）・建設業・ICT・環境分野・農業・美容等。 ・ WDA は VTC の修了書発行業務を担当。VTC はインフラ整備や人材が不足している。民間との連携が必要。 ・ VTC 修了生を支援する本プロジェクトの実施は喜ばしい。 ・ 障害者の技能訓練は、市場とのマッチングの点やカリキュラム開発が重要となる。市場ニーズを調査分析し、同分析に基づき訓練カリキュラムをデザインする必要がある。 ・ プロジェクトが終了して数年後に、就労が継続されているかが重要。 ・ 障害者の技能訓練に関し重要な点は以下の点と考える。 <ul style="list-style-type: none"> - 国家資格等の資格制度整備 - 職業訓練校のインフラ整備 - 障害者雇用促進のための民間企業へのインセンティブの必要性

	<ul style="list-style-type: none"> - 英語での指導（就労先選択肢が広がるため） - モニタリング・評価 ・ 費用対効果を考えると、障害者を一定の場所に集め技能訓練を行うとよいのでは。 ・ WDA に障害者担当課を設置することを検討したい。
入手資料	全国 VTC 一覧表（2010）

日 時	2010 年 10 月 12 日（火） 10:30～11:00
場 所	ルワンダ障害者市民協会（AGHR）
面談者	AGHR 会長：Mr. Nkundiye Zacharie, President, AGHR
訪問者	久野団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目 的	当該組織及び障害分野の情報収集、プロジェクトへの協力依頼及び担当者の確認
要 旨	<p>1. プロジェクト担当者 Mr. Nkundiye Zacharie（会長）</p> <p>2. 相手側発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Zacharie 会長は、2007 年度「アフリカ地域障害者の地位向上」研修の参加者。 ・ AGHR は県・地区ごとに支部があり、全国的なネットワークがある。3 カ月ごとに各地域にて会議を開催。地方行政とも良好な関係を築いている。 ・ 活動内容は、社会への啓発、地域における障害者への助言・支援、障害当事者のエンパワメント促進等。 ・ AGHR は、100 名の会員（board member）、事務局（secretary）より構成される。有給スタッフは 10 名。 ・ 会員の会費やドナーからの寄付で活動を実施。例えば、JICA が AGHR に対し技能訓練を支援することで、必要なスタッフが雇用され、技能訓練が実施される。 ・ ルワンダにおける障害者の就労は大変困難な状況。障害者でなくても就労できず、多くの問題を抱えている。障害者保護法にて障害者の雇用促進が明記されている。具体的行動には移されていないが、法律の存在は雇用を促すために必要である。 ・ 技能訓練指導者養成に重点を置くことを提案したい。波及効果を考えると、訓練参加者の個別数を増やすよりも有益だと考える。

日 時	2010 年 10 月 12 日（火） 11:30～12:00
場 所	ルワンダ裁縫協同組合（SOCORWA）
面談者	<ul style="list-style-type: none"> ・ SOCORWA の裁縫指導講師：Mr. Rukundo Nicolas, Trainer, SOCORWA ・ AGHR 会長：Mr. Nkundiye Zacharie, President, AGHR
訪問者	久野団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目 的	プロジェクトへの協力依頼及び担当者の確認
要 旨	<p>1. プロジェクト担当者 Mr. Nkundiye Zacharie（AGHR 会長）</p>

	<p>2. 相手側発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AGHR と連携協力関係にある民間企業。SOCORWA に勤務する障害者の多くは AGHR メンバー。約 25 名勤務。 ・ 公的機関や民間企業から依頼を受け、制服やレインコートを製作。 ・ Nicolas 講師は 40 年以上裁縫指導を行い、先行プロジェクトにて元戦闘員を指導。 ・ 6 カ月コースでは、シャツ・ズボン・スカートの裁縫等基礎技術を習得可能。一方、スーツを製作するには 1 年は必要。職業として生計を立てていくには、スーツ製作が可能な程度の技術が必要。 ・ 本プロジェクト対象者の受入れ（技能訓練開始）は、2011 年 3 月より可能。1 コース 20 名受入れ可能。 <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視察時は広い工場内で 10 名弱が働いており、多くのミシンが使用されていない状況。 ・ JICA が提供したミシン十数台が保管されている（使用されていない模様）。
--	---

日 時	2010 年 10 月 12 日（火）12:10～12:30
場 所	ルワンダ電気機器製造協同組合（MERA）
面談者	AGHR 会長：Mr. Nkundiye Zacharie, President, AGHR
訪問者	久野団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目 的	プロジェクトへの協力依頼及び担当者の確認
要 旨	<p>1. プロジェクト担当者</p> <p style="padding-left: 40px;">Mr. Nkundiye Zacharie（AGHR 会長）</p> <p>2. 相手側発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AGHR と連携協力関係にある民間企業。 ・ 先行プロジェクト終了後、電気機器コースは実施されていない。現在は民間家具会社に建物を貸しており、賃貸費は MERA に納められる（プロジェクト開始の際は、家具会社との契約を終了させ、技能訓練コースを開始することが可能とのこと）。 ・ JICA が提供した電気機器は、AGHR と MERA に保管している。 ・ 訓練期間は、最低 11 カ月は必要。 ・ 将来的にはアクセスの良い場所へ移動させることを検討したい。また、テレビやラジオだけでなく、コンピュータ修理も手がけるようにしたい。さらに、電気機器に加え、手工芸コースも設置したい。 ・ 本プロジェクト対象者の受入れ（技能訓練開始）は、2011 年 3 月より可能。1 コース 25 名受入れ可能。

日 時	2010 年 10 月 12 日（火）15:00～15:30
場 所	教育省（MINEDUC）事務次官執務室

面談者	教育省事務次官：Ms. Sharon Haba, Permanent Secretary, MINEDUC
訪問者	久野団員、鯉沼団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目的	プロジェクトへの協力依頼及び担当者の確認、ミニッツ案の確認
要旨	<p>1. プロジェクト担当者</p> <p>Mr. Niyongabo Eric (TVET 担当)</p> <p>他方、プロジェクトの実質的な担当は、WDA 局長が適切。</p> <p>2. 相手側発言及び質疑応答要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本省は学校教育に関する政策を担当。特別ニーズ教育課では、特別支援学校、一般校に対し、特別支援教育における教員研修、設備・備品支援等を行う。 ・ 本省の下に、実施機関として WDA・国立技術サービス機関・カリキュラム開発機関がある。 ・ 本省は方針・政策を担当しており、職業訓練や就労に関しては WDA が担当。よって、本プロジェクトは、WDA と協力することが望ましい。 ・ 合同調整委員会 (JCC) メンバーには、WDA 局長が適切。ミニッツ署名は監督省庁である教育省が対応するが、それ以外の実質的な部分はすべて WDA が担当することが望ましい。本件に関し局長と打合せを行う。 ・ 学齢期の若い世代や一般校を卒業した身体障害児を対象とするのか質問があり、対象とならない旨説明。

日時	2010年10月13日(水) 8:40~9:00
場所	キガリ市内コンピュータ事業組合 (Computer Application Cooperative)
面談者	先行プロジェクト技能訓練修了生他1名
訪問者	久野団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目的	先行プロジェクトの成果確認及び本プロジェクトに係る参考情報収集
要旨	<p>1. 相手側発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練参加前は、電気機器修理工であった。2006年に、ルワンダネットワークコンピュータにて、プロジェクトによる技能訓練(1年)を受講。 ・ 2007年に技能訓練修了生14名で組合を結成し、3台のパソコンをスターターキットとして支給された。現在は1名のみ残り、13名は地域外に移動。その後、2名の地域住民が加わり3名で経営中。現在、電気機器修理(主に冷蔵庫)、コンピュータ業務(書類作成)、英語指導(他スタッフ担当)を実施。 ・ 最も収益が良いのは電気機器修理。コンピュータ事業は、当初は1日1万ルワンダ・フラン(RF)の収益があったが、現在は機器の故障や古さの問題があり、1日RF3,000程度。 ・ コンピュータの基礎を学ぶには1年間で十分であり、スターターキットが支給されることは喜ばしいことだが、更に知識が必要である。例えば、経営を維持していくためのビジネス経営分野の指導を希望。 ・ コンピュータ事業は、コンピュータのみでなく、コピー・印刷店のように、コピー

	機やスキャナーとセットで事業を行うことでビジネスとして成立する。コピーの需要は高い。
--	--

日 時	2010年10月13日(水) 9:10~9:30
場 所	キガリ市内電気修理機器組合
面談者	先行プロジェクト技能訓練修了生: Mr. Mbonimpa Cbuebien, Mr. HAKORIMANA Celestin
訪問者	久野団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目 的	先行プロジェクトの成果確認及び本プロジェクトに係る参考情報収集
要 旨	<p>1. 相手側発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MERA で1年間技能訓練を受けた。基礎を学ぶには1年で十分。一方、携帯電話修理技術を習得するために、独自に6カ月のプライベートコースを受講した。 ・ 当初10名で組合結成(8名がプロジェクトによる技能訓練修了生、2名が一般市民)。6名が継続して事業を行っており、うち2名は別地域で新たに営業を始めている。 ・ 携帯電話、テレビ、ラジオ、アイロン、DVD・ビデオプレーヤー等を修理。需要が高いのは携帯電話修理。収益の70%は携帯電話修理。携帯電話修理抜きで、生計を立てられるまでの十分な収益を見込むことは困難。 ・ 受領したスターターキットは3年間使用後、既に古いタイプとなってしまったため、新しく購入したものを使用。 ・ コンピュータがあると、事業が拡大でき有益。

日 時	2010年10月13日(水) 9:40~10:15
場 所	教育省 TVET 担当行政官執務室
面談者	TVET 担当行政官: Mr. Niyongabo Eric, TVET Expert, TVET Education Training Unit, MINEDUC
訪問者	久野団員、鯉沼団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目 的	プロジェクトへの協力依頼及び担当者の確認、ミニッツ案の確認
要 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問趣旨及び、10月12日の教育省事務次官との面談内容を説明後、質疑応答。 ・ 第1フェーズの対象センター、第2フェーズで予定しているセンター、裨益者数に対する質問を受け、説明。 →第2フェーズでは、第1フェーズ対象センター6~7カ所に加え、西部県のセンターを1~3カ所加える予定であること、そして技能訓練受講者は、1,000人以上を計画している旨説明。

日 時	2010年10月13日(水) 10:50~12:30
場 所	キガリ市キチュキロ区ニャルゴンゴ地域のカテゴリー1元戦闘員居住区
面談者	<ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリー1居住区1住民: Mr. Karagirwa Jules (両足切断。車いす利用者) ・ カテゴリー1居住区2居住区リーダー: Mr. John (車いす利用者) ・ キガリ市社会復帰担当職員補佐: Ms. Verra Mukeshimana, Assistant Reintegration Officer, RDRP, Kigali City

訪問者	久野団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目的	プロジェクトに係る参考情報収集
要旨	<p>1. 居住区1居住者 Mr. Karagirwa 発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 16世帯（80人、うち子どもは17人）が生活。 ・ 住居の基本的間取りは、2LDK。 ・ 現住居に1年4カ月居住し、24時間対応の介助者と同居。 ・ 移動は大きな問題。外出する際は車いすを押す者を雇うが、費用が高額。障害者用アクセスカードの支給が計画されており、同カードでバスに無料で乗れる予定。しかし、バスのステップが高く、実際には利用は困難である。障害者保護法にアクセスの保障について明記されている（障害者保護が記された書類を保持）。 ・ 農業組合を結成しているので、技術指導者が欲しい（他方、畑は車いすではアクセスできない場所にあるうえ、車いす利用者の農作業は困難と思われる）。 <p>2. 居住区2居住者 Mr. John 及び、RDRP職員 Ms. Verra 発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 27世帯が生活。 ・ Mr. John が、社会復帰担当職員と住民の調整・連絡役。 ・ 地区の社会復帰担当職員は定期的に巡回訪問を行っているが、それ以外にも必要なときは Mr. John が連絡し訪問を依頼する。 ・ 重要な課題として、精神障害の問題が挙げられる。精神障害のケースの場合、RDRCの医療担当者と看護師が訪問し、必要であれば精神科のある病院にて受診する。 ・ 重度障害者は病院に入院しケアを受けていたが、カテゴリ1対象居住区ができたあと、病院を退院し入居を始めており、技能訓練を行うにはよいタイミング。ぜひ、技能訓練を実施してほしい。 <p>3. 居住区3居住者発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8世帯。7世帯が視覚障害者（全盲）、1世帯が精神障害者。 ・ ルワンダ盲連合（RUB）のマサカ研修センターにおいて JICA コースを6カ月受講。内容は、点字・日常生活動作訓練、農業。余暇の時間には、ゴルフボール等スポーツを楽しんだ。 ・ 農業コースで学んだ事柄は役に立っている。現在、家の隣で家庭菜園規模の畑あり。 ・ 外出は自身で頻繁に行っている。

日時	2010年10月13日（水）15:00～16:00
場所	ルワンダ盲連合（RUB）
面談者	RUB 会長：Ms. Donatilla Kanimba, Executive Director
訪問者	久野団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目的	プロジェクトへの協力依頼及び担当者の確認、プロジェクトに係る情報収集

要 旨	<p>1. プロジェクト担当者 Ms. Donatilla Kanimba (RUB 会長)</p> <p>2. 相手側発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局スタッフは、1 名が盲、3 名は非障害者。 ・ 技能訓練は、農業、靴修理、皮製品修理コースがある。 ・ 第 1 フェーズではスターターキットとして、ベルト等革製品製作・修理に必要な道具を提供。 ・ 国内には治療を目的としたマッサージコース (1 年) があり、認定書を授与される。一方、盲人による (医療免許を必要としない) 簡易マッサージは、ルワンダでは一般的でないため十分な市場はない。 ・ プロジェクト対象者のために新コースを設置するのではなく、既存のコースに参加することとなる。具体的には、40 人コースのうち、10 名枠をプロジェクト対象者に提供。次回は、5 月のコースに参加可能。年間スケジュールは以下のとおり。 - 5～7 月コース、8 月休暇、9～12 月コース、12 月休暇、1～3 月コース、4 月休暇。 ・ 点字は、ケニアルワンダ語を使用。基礎であれば 6 カ月で取得可能。一方、英語点字の場合は習得に 2 年は必要。 ・ 靴修理業は成功例も一部あるが、海外からの安価な靴が出回っているためニーズは低い。 ・ 女性は手工芸・籐かご製作に従事する傾向が高い。細かい作業を要するが針が不要なので作業しやすい。一方、最近では、プラスチック製の安価なかごが出回っているため需要が低い。 ・ コンピュータ使用のニーズが高い。 ・ ジョーズ (音声読み上げソフト) は高額なため気軽に利用できない。一方、ドルフィン (WEB サイトにて無料でインストールできるためこちらを利用している者が多い。しかし、ドルフィン (音声読み上げソフト) は、立ち上げの際に晴眼者の支援が必要。 ・ 世銀の援助を受け、視覚障害大学生にパソコン使用技術を指導した。 ・ デンマークの視覚障害者協会からの援助を受け、地方の視覚障害者団体を支援。収入向上支援や、RUB マカサ研修センターでの研修受講、視覚障害孤児の支援等を行っている。
入手資料	ルワンダ盲連合パンフレット

日 時	2010 年 10 月 14 日 (木) 9:00～9:20
場 所	ニャンザ地区内ホテル
面談者	フイエ地区社会保障・保健担当職員 : Ms. Kanamugire Yvette Umubyeyi, Social Protection and Health Officer, Huye District
訪問者	久野団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目 的	プロジェクトへの協力依頼及び担当者の確認、第 2 フェーズに係る情報収集

要 旨	<p>1. プロジェクト担当者 Ms. Kanamugire Yvette Umubyeyi (フイエ地区社会保障・保健担当職員)</p> <p>2. 相手側発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Yvette 職員は、近々異動予定。 ・ 組織構図としては、区長の下に、経済担当副区長と社会事業担当副区長が配置。社会事業副区長の下に、社会保障、保健・医療、教育、家族・ジェンダー、スポーツ・青年・文化の5分野担当の職員が配置（区組織は、全国的にほぼ同一の様様）。社会保障職員が社会的弱者担当。 ・ 正式な依頼や公式レター宛先は区長とする。 ・ 技能訓練生選考方法は、受入人数や求められる障害の種類・程度により異なる。障害者情報・関連種類は地区が把握しているので、必要な情報の詳細を提示してくれば、選考に際し協力可能。 ・ Handicap International (HI) が、2010年までの期間で、フイエ地区にて以下の活動を実施中（2011年に、HIは、西部県 Musanze 地区に移動して活動予定）。 <ul style="list-style-type: none"> - 教育システム改善：教員を対象とした研修 - 医療サービス改善：医師・看護師・医療スタッフを対象とした研修 - 社会保障課題改善：障害者や貧困者の生計向上支援（例：ウシの飼育を通じた生計向上） - 図書館設置：書籍やパソコン提供。点字図書も検討。HI 撤退後は、管理者を雇用して運営を継続予定。
-----	--

日 時	2010年10月14日（木）10:00～10:20
場 所	国立ブタレ大学構内裁縫組合
面談者	先行プロジェクト技能訓練修了生：Mr. Christophe
訪問者	久野団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目 的	先行プロジェクトの成果確認及び本プロジェクトに係る参考情報収集
要 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブタレ構内に小屋を設置し、学生対象に縫製サービス事業を実施。隣では洗濯サービス業が営まれている。 ・ 元戦闘員1名、地域住民（女性）3名の計4名にて営業。 ・ 2008年にVTCルワブイエの縫製コース（7カ月）に参加。卒後すぐ現職に勤め2年経過。 ・ 7カ月コースではスーツ製作技術を習得できなかったため、追加コースを受講したい。

日 時	2010年10月14日（木）10:30～11:00
場 所	国立ブタレ大学近く木工家具組合
面談者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木工家具組合オーナー ・ 先行プロジェクト技能訓練修了生2名
訪問者	久野団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul

目 的	先行プロジェクトの成果確認及び本プロジェクトに係る参考情報収集
要 旨	<p>1. 組合オーナー発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本組合は、木工職人 6 名、他スタッフ 6 名の計 12 名。うち、VTC ルワブイエ修了生は 3 名（2 名が先行プロジェクト技能訓練受講者、1 名が一般の青年コース受講者）。 ・ VTC 修了生は、技術が低いが経験を通して養成していく。 <p>2. 訓練修了生発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 名は神経系の障害と HIV/AIDS 保持者、もう 1 名はひざの障害（軽度であり外見からは分かり難い）。 ・ 2010 年に、VTC ルワブイエにて木工コース（6 カ月）を受講。技能訓練修了後、組合を直接訪問し求職した。勤務を始めて 1 カ月経過。 ・ 元戦闘員証明書を保持。障害がある元戦闘員証明書類は所持していない。技能訓練生選考の際に、医師の診断にて「障害がある」と判断された。

日 時	2010 年 10 月 14 日（木）11:10～12:15
場 所	ルワブイエ職業訓練センター（VTC Rwabuye）
面談者	ルワブイエ技能訓練センター長：Mr. Alphonse Gahima, Head Master, VTC Rwabuye
訪問者	久野団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目 的	先行プロジェクトの成果確認及び本プロジェクトに係る参考情報収集、プロジェクトへの協力依頼及び担当者の確認
結 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 フェーズと同様な方法であれば、準備期間 1 カ月で実施可能であり、2011 年 3 月より受入れ可能。1 サイクル 45～60 人を受入れ可。
要 旨	<p>1. プロジェクト担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Mr. Alphonse Gahima（センター長） ・ センター長秘書・会計担当が補佐を務める。 <p>2. 相手側発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Alphonse センター長は、赴任して 4 カ月経過。 ・ ラジオで訓練生募集を行うのは好ましくない。大勢の者が集まり混乱する。 ・ 一般コースは 1 年間（1 月スタート）。一方、元戦闘員対象コースは 6 カ月と非常に短い。 ・ 一般コースは、昼休みが 12:30～13:30 で、14:00 に訓練終了。元戦闘員は、昼休みが 13:00～14:00、訓練は 15:00 まで。一般コースは、センター内食堂で昼食をとるが、元戦闘員はセンター外で食事をとる。 ・ イベントとして時折、大ホールでのダンスやスポーツを共に楽しむ機会を提供。 ・ 1 サイクルでの受入れ可能人数は、一般コース 170 人、元戦闘員対象コース 90 人。そのうち、本プロジェクトにおいては 45～60 人受入れ可。 ・ 大工、建築（れんが積み）、料理、縫製、溶接、美容の 6 コースあり。元戦闘員対

	<p>象は、縫製、大工、建設で、各コース 20 人受入れ可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在実施している（非障害）元戦闘員研修が 2 月末に終了。そのため、3 月よりプロジェクトによる技能訓練実施可能。 ・ 以上を踏まえ、先行プロジェクトと同様な方法であれば、準備期間 1 カ月で実施可能であり、2011 年 3 月より受入れ可能。1 サイクル 45～60 人を受入れ可。 ・ 指導者数は 18 人。元戦闘員コースを実施する際に指導者数が足りない場合は、臨時雇用にて増員する。 ・ 「デコレーション（室内装飾・布看板製作）」コースを新設したいが、適切な指導者を探すのが困難。 ・ WDA との関係は皆無。WDA は地区事務所を設置しておらず、中央配置のみ。どのような役割・活動を行っているのか把握できていない。 ・ 技能訓練修了生の 95%は就労。雇用の要望は高く、雇用主が人材を求めてセンターを訪れる。 ・ 先行プロジェクトではつえ使用者が 1 名いたが、車いす利用者はなし。 ・ 青年海外協力隊員（JOCV）（服飾、新規）が 11 月に赴任。 <p>3. バリアフリーについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトにて設置したスロープは、維持管理されておらず、コンクリートの破損が目立った。車いす利用者がいないこともあり維持管理の意識は低い様子。
--	--

日 時	2010 年 10 月 14 日（木）13:40～14:00
場 所	フイエ地区内溶接組合
面談者	先行プロジェクト技能訓練修了生：Mr. RURANGAWA Jean Leon 他 1 名
訪問者	久野団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目 的	先行プロジェクトの成果確認及び本プロジェクトに係る情報収集
要 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2008 年に VTC ニャンザの溶接コース（6 カ月）を受講。 ・ 組合結成当初は、プロジェクトによる技能訓練受講者 5 名、地域住民 3 名で構成。現在は、プロジェクトによるコース受講者 1 名、VTC 一般コース受講者 1 名、地域住民 6 名で構成。組合員は個々に独自に事業経営を行っており、実際には 2 名で溶接業を営んでいる状況。組合支援は 8 名共同で行い、収益の一部を 8 名で配分。 ・ スターターキットとして溶接機材を受領。その後、組合運営が優れているとのことで、追加で溶接機材を先行プロジェクトにて受領。 ・ VTC にて習得した技術で事業を始めることは可能。万一、追加技術の習得が可能であれば、トタン屋根溶接技術や、より複雑な鉄門の溶接技術を習得したい。

日 時	2010 年 10 月 14 日（木）14:30～16:00
場 所	ニャンザ職業訓練センター（VTC Nyanza）
面談者	・ ニャンザ職業訓練センター長：Mr. Simon Mudumiro, Director, VTC Nyanza

	<ul style="list-style-type: none"> ・ JOCV (ニャンザ職業訓練センター配属) : 佐藤真美隊員
訪問者	久野団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目的	先行プロジェクトの成果確認及び本プロジェクトに係る情報収集、プロジェクトへの協力依頼及び担当者の確認
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト担当者は Simon センター長。 ・ 第 1 フェーズと同様な方法であれば、準備期間 1 カ月で実施可能であり、2011 年 3 月より受入れ可能。1 サイクルにおける受入れ可能人数は 65 人。 ・ 追加コースとしてインターンシッププログラム (実地研修) を設定することも一案。
要旨	<p>1. プロジェクト担当者 Mr. Simon Mudumiro (センター長)</p> <p>2. 相手側発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先行プロジェクトにおける当センターの裨益者は 173 名。また、55 セットのスターターキットを受領。 ・ プロジェクトを実施できたことは大変喜ばしいことである。まず初めに元戦闘員を受け入れ、次にプロジェクトで障害を持つ元戦闘員を受け入れ、そして、4 カ月前にはプリント・デザインコースを指導する JOCV を得た。 ・ コースは、大工、溶接、水周り修理、プリント・デザイン、建設 (れんが積み)、裁縫、織物の 7 コース。 ・ 一般コースの技能訓練時間は、7:30~14:30。元戦闘員は、7:30~16:00。 ・ 現在実施している (非障害) 元戦闘員研修が 2 月末に終了。3 月以降であれば、プロジェクトによる技能訓練生 65 人を受入れ可能 (15 人×4 コース、5 人×1 コース)。 ・ 一般コースの場合は、技能訓練修了前の 2 カ月はインターンシッププログラムとして地域にて現場実習を行う。諸経費は、無料のケース、材料費を研修生が支払う必要があるケース、雇用主が研修生に手当を支払うケース等さまざまである。センター職員はモニタリングを行い、問題があれば対応する。インターン先で正式雇用される者は 20%ほど。他方、元戦闘員とプリント・デザインコース受講生は、同プログラムには参加しない。 ・ 建設コース受講生の 80%は就労している。元戦闘員は全員 (雇用ではなく) 組合を結成している状況。元戦闘員もインターンシッププログラムへの参加を希望していた。社会への統合という観点から、元戦闘員や障害者が同プログラムに参加することは有意義である。 <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトにて設置したスロープ・トイレは目立った破損箇所等なく維持されている。一方、車いす利用者はいない模様。 ・ 佐藤隊員は、プリント・デザインコースにてシルクスクリーン技術を指導。受講

	生との関係は良好な様子で、充実した活動・生活を送っている様子。本訪問の趣旨を伝え、プロジェクト開始の際は理解・協力を仰いだ。
--	--

日 時	2010年10月14日(木) 16:10~16:30
場 所	裁縫組合 (Atelier de Couture Imbereheza)
面談者	フォローアップ協力技能訓練修了生 : Ms. Mukaruziga Primitive
訪問者	久野団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目 的	フォローアップ協力の成果確認及び本プロジェクトに係る情報収集
要 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010年3月に VTC ニャンザの裁縫コース(6カ月)を修了。 ・ 現在、本組合にて独自に2カ月のインターンシップ(見習い)を実施中。 ・ 始めたばかりなので顧客が少ないのが悩み。 ・ スターターキットでミシンを受領。ミシン机の下にミシンを収納できるタイプの物が欲しい。

日 時	2010年10月14日(木) 17:15~17:30
場 所	ニャンザ地区内溶接組合
面談者	JICA プロジェクト技能訓練修了生 : Mr. Habimana Ildephonse
訪問者	久野団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目 的	第1フェーズの成果確認及び第2フェーズに係る情報収集
要 旨	<p>1. 相手側発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ VTC ニャンザの溶接コース(6カ月)を受講。コースで得た技術で基礎としては十分であり、溶接業を営むことは可能だが、更に技術向上に努めたい。他のワークショップへのインターンシッププログラムがあるとよい。 ・ プロジェクトにて受領したスターターキット(外国製品)は、電圧が不十分であったため別の物(地元製品)を購入した。現在使用している物は自身で作った物であり、一日中使用できる。JICAで得た物は1時間ほどしか使用できず、また、前者の方が3分の1の価格で購入可能。

日 時	2010年10月15日(金) 10:30~11:30
場 所	西部県ルバブ地区事務所副区長室
面談者	ルバブ地区社会事業担当副区長 : Mr. Makini Bigirimana, Acting Vice Mayor in charge of social affairs, Rubavu District
訪問者	久野団員、鯉沼団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目 的	プロジェクトへの協力依頼及び担当者の確認、当該組織及び障害分野の情報収集
要 旨	<p>1. プロジェクト担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会事業担当副区長または社会保障担当職員。 ・ 内容によっては、適切な担当者を副区長が紹介。 <p>2. 相手側発言内容</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者も含めた市民の福祉向上は重要であり、また、障害者支援は重要分野のひとつである。障害者を対象とした JICA プロジェクトに協力できることは大変喜ばしいことである。また、当地区内の職業訓練センターを活用することも歓迎する。 ・ 障害を持つ元戦闘員は精神的に困難を抱えており、通常の生活を送れない状況にいる者が少なくない。 ・ プロジェクト担当については、内容によって担当職員が異なると考える。例えば、社会的弱者支援であれば、社会保障担当の NIRERE Eugenie、VTC の件は教育担当の NTURANO Eustanche、組合関連は組合・企業担当職員が担当する。本プロジェクトの場合は、主に社会保障担当が担当する。いずれにしても、まずは社会事業担当副区長に問い合わせれば、適切な職員を紹介する。また、正式な依頼や公式レターの宛先は区長とする。 ・ 障害者選考や組合結成のセミナー開催の際に協力することは可能。 ・ 各地区・セクターごとに議会があり、議会のなかの障害者担当者が障害者情報を把握している。 ・ 現在のところ、他ドナーと地区事務所が連携したプログラム・計画はない。 ・ 地区事務所独自で計画中的社会的弱者プログラムは以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> - AIDS 問題の啓発 - 貧困者等を対象とした生計向上支援（ポテト栽培） - 路上生活障害者への技能訓練（JICA プロジェクトと連携の可能性がある旨共有） ・ ギセニ近郊には、1VTC と民間の技能訓練センターが 3 カ所ある（不確かなため要確認）。
入手資料	ルバブ地区事務所組織図

日 時	2010 年 10 月 15 日（金）11:40～12:20
場 所	UBUMWE 地域センター（UBUMWE Community Center）（西部県ルバブ地区）
面談者	UBUMWE 地域センター長：Mr. Dusingizimana Zachary, Director, UBUMWE Community Center
訪問者	久野団員、鯉沼団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul、Makini ルバブ地区副区長
目 的	当該組織及び障害分野の情報収集
要 旨	<p>1. 相手側発言内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2005 年設立された障害者支援団体。2008 年にドナーの支援を得て、現在の建物を設立し活動が活発化した。 ・ プログラム全体の参加者は 131 名。うち、毎日通所しているのは 67 名。 ・ 低年齢児は 8 時から正午まで。青年層は 16 時まで。 ・ 主な活動は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> - 職業訓練（裁縫、手工芸、コンピュータ技術） - インクルーシブ教育〔知的障害児、聴覚障害児（手話指導）〕 - スポーツ・文化的活動

	<p>- 経済的自立生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Handicap International (HI) より、コンピュータの寄付あり。主に青年層が、コンピュータ室にて、コンピュータを使用している。 ・ また、HI との連携プログラムとしてインクルーシブ教育あり。一般校の教員に手話を指導し、その後、他教員や生徒に普及していく。 ・ 月に1回、障害児の親の会を開催し、意見・情報交換を行っている。 ・ 聴覚障害児クラス教員は、身体障害者。ウガンダで手話を学んだとのこと。当初はアメリカ手話を教えていたが、VSO の支援でルワンダ手話ができたとを受け、ルワンダ手話も教えている。 <p>2. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 比較的重度障害者が利用している点、技能訓練コースが手工芸・裁縫のみである点、習得可能な技能レベルが VTC に比べると劣る点を考慮すると、元戦闘員の技能訓練先としては適切ではないと思われる。仮に受入れ可能な場合も、スペースが十分でないため5~10名ほどの受入れになると推測される。 ・ 一方、聴覚障害者への手話指導や、充実したパソコンルームがあるため、必要に応じて連携の可能性を検討したい。また、障害者支援に関する啓発活動に関しては連携の可能性はある。
--	---

日 時	2010年10月14日(木) 12:30~12:50
場 所	ギセニ市場周辺(コンゴ国境地域)
面談者	障害を持つ元戦闘員で構成される運送業メンバー
訪問者	久野団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul、Makini ルバブ地区副区長
目 的	プロジェクトに係る情報収集
要 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三輪車の荷台に荷物を積み、ルワンダとコンゴの国境を運搬する事業を2001年より開始。現在、組合設立のための申請書類を作成中。 ・ 歩行困難者が三輪車の前に乗り、荷物を荷台に載せ、1~2名で三輪車の後ろを押しながら荷物を運搬している。 ・ 車輪の中心部分が故障しやすい。溶接技術を習得すれば自分たちで修理ができるので、溶接コースがあれば参加したい。 ・ 国境運搬業は、ルワンダ側の障害を持つ元戦闘員グループと、コンゴ側の障害を持つ元戦闘員グループが独占している模様。

日 時	2010年10月15日(金) 13:00~13:20
場 所	ギセニ市場周辺
面談者	手工芸品店員(UBUMWE 地域センター技能訓練修了者)
訪問者	久野団員、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul、Makini ルバブ地区副区長
目 的	プロジェクトに係る情報収集

要 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ UBUMWE 地域センター技能訓練修了者により、2010 年 2 月に設立。同センターと技能訓練修了者が独立して事業を行うことは初めてのことである。 ・ 材料費が高額なことが、現在抱える悩みである。 ・ 顧客は、ルワンダ・ウガンダ等国内外から来る。
-----	--

日 時	2010 年 10 月 18 日（月） 8:30～8:50
場 所	RDRC 長室
面談者	RDRC 議長：Mr. Sayinzoga Jean, Chairman
訪問者	小向総括、原田団員、Mr. Floribert
目 的	ミニッツ案の確認
要 旨	<p>1. 相手側発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先週ザンビアに行ってきたが、ザンビアにはルワンダの民兵（AG）と一般人（非戦闘員）が 2,000 人近く存在する。彼らは、1994 年に国外に出た人々であるが、この 16 年間にルワンダで何が起こったか知らず、ルワンダに戻ってくることを恐れている。彼らがルワンダに帰ってきても牢獄に入れられるようなことはないが、彼らはそのように信じている。 ・ 2012 年 12 月までは RDRP ステージ 3 に対する世銀からの支援がある。世銀からの支援が延長する可能性もある。もしも世銀からの支援がなくなったとしても、ルワンダ政府の支援により 2013 年以降も RDRC が存続することは決定している。RDRC は難民委員会と統合する計画だったが、結局実現せず、RDRC は元戦闘員管轄の専属の政府委員会として継続している。 ・ 現在 RDRC は 50 人程度の職員がいる。これは本部職員、各県の職員（県には 1 名ずつ職員配置、郡への配置はなし）、ムトボ動員解除センター、ムハジ動員解除センター、ニヤガタレ（チャンググ）とルバブ（ギセニ）のコンゴ民主共和国（DRC）国境ポイントに配置されている職員を含む。 ・ 県に RDRC の職員が配置されなくなった代わりに、元戦闘員による組合（アソシエーション）が少なくとも 1 つ以上、配置されることになった。これは県のみならず、セクター、セルにも配置され、ルワンダ国軍（RDF）、元旧政府軍（Ex-FAR）、民兵が混合して 1 つのアソシエーションが形成されている。各アソシエーションには、議長、副議長、セクレタリー、アドバイザーが配置されている。 ・ 本プロジェクトのプロジェクトマネジャー補佐は、現在募集中のチーフオペレーション職員が適している。同職員がコーディネーターを補佐する役割。 ・ 西部州では、VTC ニヤマシエケにおいて既に（非障害）元戦闘員に対する技能訓練を提供している（キガリから片道 6 時間程度要するため、本プロジェクトにおける技能訓練提供センターとするのは不適）。

日 時	2010 年 10 月 18 日（月） 9:15～9:45
場 所	ルワンダ全国障害者団体連合（National Union of Disability Organization of Rwanda : NUDOR）* MINALOC 建物内の一室を一時的に使用

面談者	<ul style="list-style-type: none"> ・ NUDOR 会長 : Mr. Sherti Epimague, President of NUDOR ・ VSO ボランティア : Mr. Steve Vaid
訪問者	小向総括、原田団員、Mr. Floribert
目的	当該組織及び障害分野の情報収集、プロジェクトへの協力依頼及び担当者の確認
要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ Sherti 会長は 20 年間ヨーロッパに滞在し、今年ルワンダに戻ってきたため、ルワンダの障害者状況はあまり把握していない。自身は AGHR の所属。 ・ 障害分野の情報については、AGHR 等各障害団体が把握している。 ・ NUDOR は 2010 年 9 月に設立。組織の目的は、障害者のアドボカシーと、障害者団体への支援。 ・ 理事会は、会長（身体障害団体所属）、副会長（聴覚障害団体所属）、事務（身体障害団体所属）、会計（知的障害者両親団体所属）、アドバイザー（視覚障害団体所属）で構成、全員無給。 ・ 事務局職員は最低 4 人の予定だが（事務局長・モニタリング担当・運転手・清掃担当）、まだだれも雇用していない。11 月ごろに国家障害者連盟（FENAPH）から職員を引き継ぐ予定で、現在は実際には機能していない状況であり、正式な団体登録も手続き中。 ・ 10 月末まで VSO1 名が事務所に席を置き、NUDOR 設立支援を行っている。NUDOR 設立後の動きがみえないため、VSO 後任は保留。今後の展開をみて、あらためて後任要請を検討する予定。障害分野情報については、VSO の障害分野担当 Sarah Challoner, Program Manager (Disability) が詳しいとのこと。 ・ 委員会は、8 つの各障害を代表する団体により構成。 <ul style="list-style-type: none"> - General Association of Persons with Disabilities in Rwanda (AGHR、身体) <ul style="list-style-type: none"> - Rwanda National Union of the Deaf (RNUD、聾) - Rwanda National Association of the Deaf Women (RNADW、聾女性) - Rwanda Union of the Blind (RUB、盲) - Umbrella of Persons with Disabilities in the Fight Against Aids (UPHLS、HIV/ AIDS) <ul style="list-style-type: none"> - National Paralympic Committee of Rwanda (NPC、スポーツ) - National Organization Mental Health (NOUSPR、精神障害) - TUBAKUNDE (知的障害者の両親) ・ NUDOR の前身は、国家障害者連盟（FENAPH）。FENAPH は政府資金により運営されていたが、NUDOR は政府から独立し、上記団体からの会費やドナーからの資金援助により運営される。 ・ NUDOR が当事者団体（市民団体）として政府から独立したことを受け、政府下の団体として、National Committee of People with Disabilities が設立される。州・県・セクター・セルの各行政レベルにも同様の障害者委員会が設置される。 ・ FENAPH の前身は、ルワンダ障害者協会・センター連盟（Federation of Associations and Centers of Handicapped People in Rwanda : FACHR）。 <p>(2007 年の JICA 内報告書に、National Committee of PWD の設立等既に同様の話が取り上げられており、上述の組織変遷は十分に進んでいないと推測される)</p>

日 時	2010年10月18日(月) 10:00~10:30
場 所	国家障害者連盟 (FENAPH) * MINALOC 建物内
面談者	国家障害者連盟事務局スタッフ : Mr. Oswald TUYIZERE, Staff of FENAPH and Africa Regional Officer of Africa Regional Center, Disability Rights Promotional International
訪問者	小向総括、原田団員、Mr. Floribert
目 的	当該組織及び障害分野の情報収集
要 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ FENAPH 事務局常勤スタッフは5名。うち、Mr. Oswald を含めた2名が障害当事者。 ・ 予算はドナーの支援で成り立っており、政府からの援助は場所の提供のみ。 ・ 現在の FENAPH 事務所は National Council of PWD の事務所である。今年11月に FENAPH が NUDOR と National Committee に分割された際は、FENAPH スタッフは NUDOR へ異動する予定。 ・ Mr. Oswald は法律家で、国際障害者権利推進アフリカ地域事務所職員でもある。 ・ ドナーからの援助は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> - カナダ (国際障害者権利推進事務所本部) : 国際障害者権利推進事業のモニタリングへの資金援助 (2年) - SHIA (スウェーデン) : FENAPH のさまざまな活動への資金援助 (来年) - VSO (英国) : 組織運営アドバイザーとしてボランティア派遣 - その他、国際障害者組織 (DPO) が、各地域の草の根レベルで活動している DPO を支援

日 時	2010年10月18日(月) 10:30~10:50
場 所	アフリカ障害者の十年/ルワンダ国家障害者の十年運営委員会 (African Decade of Persons with Disabilities/Rwanda National Decade Steering Committee : ADPD/RNDSC) * MINALOC 建物内
面談者	ルワンダ国家障害者の十年運営委員会コーディネーター : Mr. Bruno Shyirambere, Coordinator, ADPD/RNDSC
訪問者	小向総括、原田団員、Mr. Floribert
目 的	当該組織及び障害分野の情報収集
要 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ ADPD/RNDSC 事務局スタッフは2名 (Mr. Bruno は障害当事者)。 ・ 目的は、障害者の完全参加と平等。 ・ 活動は、同目的達成のためのアドボカシーや、地区行政の活動を含めたさまざまな障害分野活動のモニタリング。現在の主な活動は、国家障害者プログラムを作成し、同プログラム遂行に対するモニタリング業務。 ・ VSO が事務局に配属され、コンサルタント雇用の支援等を行っている。
入手資料	National Programme (2010-2019) First edition (December 2009-December 2010)

日 時	2010年10月18日(月) 11:00~11:30
場 所	地方自治省 (MINALOC) 会議室

面談者	副大臣付事務次官補佐：Mr. Rwangabwoba Oliver, Advisor of State Minister
訪問者	小向総括、鯉沼団員、原田団員、Mr. Floribert
目的	プロジェクトへの協力依頼及び担当者の確認、ミニッツ案の確認
結果	・ プロジェクト専門家執務室は MINALOC にて用意。
要旨	<p>1. プロジェクト担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MINALOC からの JCC メンバーは、地域開発・社会事業局長（Mr. Theophile, Director General, Department of Community Development Social Affairs）が適当。 ・ 合同運営委員会（JTWC）メンバーは、同局下の障害者・高齢者担当課長のジャスティンが適切。 <p>2. 相手側発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的弱者支援を担当する地域開発・社会事業局長の Mr. Theophile は、3 カ月間 虐殺生存者関連の仕事に従事しており、現在は Mr. Vedaste が代行を務めている。同局には、2 名の公務員が配置されている。 ・ 現在、国家障害者プログラムを作成中。同プログラムでは障害者の雇用についても触れられている。 ・ 毎月、社会事業分野会議を開催。MINALOC が議長を務め、英国国際開発省 (DFID) や国際機関・NGO 等が出席。あらゆる社会的弱者支援に関する計画・事業の確認や協議等を行う（JICA にも招待状を送付する旨発言あり）。 ・ プロジェクト専門家執務室は、先行プロジェクト同様 MINALOC で用意することが適切。本プロジェクトは社会事業に関することであるため、同省職員も学ぶことができる。
入手資料	国家社会保障プログラム（2005～2009）

日時	2010 年 10 月 18 日（月）14:00～14:30
場所	ガコ有機農業研修センター（Gako Organic Farming Training Center）
面談者	センター長（Mr. Richard, Director）と面談予定であったが急きょ面談できず、現地スタッフの案内による視察にて対応。
訪問者	小向総括、原田団員、Mr. Floribert
目的	プロジェクトへの協力依頼及び担当者の確認
要旨	<p>1. プロジェクト担当者</p> <p>Mr. Richard, Director（センター長）</p> <p>2. 視察内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウシのふん等を利用した簡素な有機農法にて、野菜を栽培。その他、ウシやブタの飼育もあり。 ・ フォローアップ協力時の聞き取りでは、食品加工技術を研修内容に含めたいが、食品加工指導者の指導技術が不十分であるとのことで、当該分野で JOCV の派遣が希望されていた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行プロジェクトにて工事したバリアフリー（スロープ・トイレ・シャワー室）状況を確認。スロープは一部破損箇所あり。車いす利用研修員はいない模様。 <p>3. 技能訓練について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能訓練は2010年3月より実施可能。1コース（1カ月）に80人受入れ可能。 ・ 本プロジェクトにおいては、土地をもつ者を受講条件にする。また、先行プロジェクト同様、西部県の者を積極的に受け入れる。
--	---

日 時	2010年10月18日（月）15:15～16:00
場 所	キガリ市役所社会事業担当副市長執務室
面談者	キガリ市社会事業担当副市長：Ms. Gakuba Jeanne, Vice-Mayor who in charge of Social Affairs in Kigali City
訪問者	小向総括、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目 的	プロジェクトへの協力依頼及び担当者の確認、当該組織及び障害分野の情報収集
要 旨	<p>1. プロジェクト担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の障害者情報は、(市レベルではなく) 事業実施行政機関である地区 (District) が把握している。 ・ JTWC メンバーは地区の社会事業担当副地区長が適切。 ・ キガリ市内の社会保障担当副区長は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> - Nyarugenge 地区：Brigitte - Gasabo 地区：Narcisse - Kicukiro 地区：Ms. Florence <p>2. 相手側発言要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の主な原因は、①虐殺による傷害、②交通事故、③先天性が挙げられる。 ・ 元戦闘員に比べ、障害者全般に対するサービスは不十分な状況。 ・ 本プロジェクトは、対象者に良い機会を与える。 ・ 弱者を対象としたプログラムを地区レベルで実施したい。プログラムを遂行していくなかで彼らが自信をつけ、支援が不要になるようにしたい。 ・ 職を求めて地方から都心に来るものの、職を得られず物乞いをするケースが少なくない。 ・ 技能技術の向上は必要。特に、ルワンダの人口の65%が若者であることを踏まえると、若い世代を対象とした技術指導が必要である。 ・ 国連の支援を受け、女性を対象とした手工芸製作・販売事業「Agaseke プロジェクト」を実施中（キガリ市と国連が覚書を締結し、本事業へのバスケットファンドを実施）。Agaseke とは伝統的な手工芸品（小物入れ）。 ・ 同事業は、キガリ市の地区行政と女性団体の連携事業。当初対象者は3,000人だったが、十分な技術を習得できずドロップアウトした者も少なくなく、現在は600人。彼女たちは質の良い製品を提供可能な技術を習得している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、ドロップアウトした者への再支援も検討して対象者を拡大し、2,000 人の女性を対象とする。女性障害者も数名参加。 ・ 技能を習得して収入を得るまでの3カ月間は、1日 RF500 を本事業対象者に支給。 ・ 3カ月後には自立して手工芸品販売業を営むが、技術不足のため、市場の同製品と比べ質が劣り、売り上げが伸びないケースがある。 ・ 適切な市場を探すことが重要であり、ホテル・雑貨店・観光地等の販売先を探すことも、キガリ市担当職員の役割である。 ・ キガリ市には、本プロジェクト専属担当課があり、プロジェクトコーディネーター、フィールドコーディネーター、会計が配置されている。 ・ ルワンダ在住の日本人が本事業に協力し、日本の松坂屋や高島屋で展示販売を実施した。日本や米国の顧客のおかげで、600人の女性の生計が維持できている。 ・ 手工芸品に限らず、縫製・服飾デザイン・野菜栽培等も試みている。 ・ この種のプロジェクト成功のためには、モニタリングとカウンセリング（自信をつけさせること）が重要。 ・ 障害者の就労の問題として、①貧困の問題、②就労への自信の欠如、③組合形成・継続のためのノウハウの欠如が挙げられる。就労・雇用は継続することが重要である。 ・ キガリ市内のニャルゲンゲ地区の障害者数は、地区担当者によると2,327人。 ・ 本プロジェクトにおける技能訓練生としての障害者選考規準について、以下のよう考える。 <ul style="list-style-type: none"> - 貧困者優先 - 若者対象（18～35歳、都心部では若者が物乞いをしているケースが多い）、読み・書き可能な教育レベル - 対象地域の経済状況（貧困層が多いか否かで、対象人数が異なる）
--	--

日 時	2010年10月18日（月）16:15～17:00
場 所	Handicap International (HI)
面談者	<ul style="list-style-type: none"> ・ プログラムダイレクター：Mr. Nicolas Charpentier, Director of Programme, HI ・ インクルーシブ教育・障害分野担当スタッフ：Mr. Syllas Maria Hinez, Staff of Inclusive education and PWD affairs, HI
訪問者	小向総括、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目 的	当該組織及び障害分野の情報収集
要 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1994年よりルワンダで活動を開始。以下の活動を24県・地区を対象に実施（活動によって対象地域は異なる）。 <ul style="list-style-type: none"> - 障害者のHIV/AIDS予防・対策プログラム - 地域に根ざしたリハビリテーション（CBR） - インクルーシブ教育（教員を対象に手話を普及） - 特別支援校との連携事業（青年層への職業訓練・就労支援） - てんかん保持者対象プログラム

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青年層の障害者を対象とした職業訓練・就労支援を行っていたが昨年で終了。今年1月からは、主に知的障害児と聴覚障害者を対象としたインクルーシブ教育プログラムを実施。 ・ 職業訓練・就労支援では、家畜飼育・養蜂等の活動を支援。裨益者は200人。対象センターは、HRD（ギタラマ県）、Jyamubandimuwana、アミゼロ（キガリ市キチュキロ地区）。 ・ 正確な障害者数が明記された公的書類は目にすることがない。また、多くの障害者が家庭の外に出ることがなく、顕在化されていないため、正確な人数把握は難しい。 ・ 障害者登録制度整備が計画されているとの話は、耳にしたことがない。 ・ HI や VSO の共通の課題として、地区レベルで行った研修等の事業が、他地区に普及されないことが挙げられる。 ・ プロジェクトを地区レベルで行う場合、まずは、地区の地元組織・障害者団体・行政機関・ソーシャルワーカー・村長等キーパーソンと連絡を取り、メインパートナーである彼らを対象にワークショップを行い、プロジェクトの趣旨を説明。 ・ インクルーシブ教育として手話を普及させている理由は、手話ができれば、聴覚障害者と非聴覚障害者のコミュニケーションが可能となるからである。 ・ 各行政レベルの議会に障害者メンバーを含むという制度は発足しているが、まだ機能しているとはいえない。
--	---

日 時	2010年10月19日（火）10:00～11:00
場 所	キガリ市キチュキロ地区事務所
面談者	キチュキロ地区社会事業担当副区长：Ms. Kamili Kayiraba Florence, Vice Mayor in charge of social affairs, Kicukiro District
訪問者	小向総括、原田団員、Mr. Floribert、Mr. Jean Paul
目 的	プロジェクトへの協力依頼及び担当者の確認、当該組織及び障害分野の情報収集
要 旨	<p>1. プロジェクト担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト担当は同副区长または社会保障担当職員。 ・ JTWC メンバーは地区の社会事業担当副区长が適切。 <p>2. 相手側発言内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Ms. Florence は、フォローアップ協力事業時のセミナー参加者。 ・ 地区内の一般障害者選考やセミナー開催等の際の協力可能。 ・ キチュキロ地区は、10セクター、41セル、328村で構成され、人口26万人。キガリ市の3区のなかで最も人口が多い。 ・ 市の役割は調整機能。一方、地区事務所が事業実施機関の役割を担う。 ・ 地区事務所の組織構成は、全国同一。ただし当区のように都心部の場合、2～3課追加されている。 ・ 社会事業担当副区长は、社会的弱者支援を担当している。社会的弱者としては、

孤児等の子ども、寡婦・シングルマザー等の女性、貧困家庭、障害者等が挙げられる。

- ・ 地区の年間予算 RF20 億（約 3 億円弱）の約 40%が、社会分野関係費に配当。教育と保健・医療が主な支出項目。
- ・ 障害者数は把握できていない。支援サービスや便益がないのに障害者登録することは難しい。文化的に障害者を家の中に閉じ込め、存在を隠す傾向にある。ようやく、障害者の社会参加について意識されるようになってきたところ。人数等の詳細情報は、AGHR が把握していると思われる（確認したところ、AGHR は障害者数について把握していないとのこと）。
- ・ 障害者支援機関としては、知的障害児者を対象としたカトリック系シスターにより運営されているセンター、病院にてリハビリテーションを提供する CBR 事業、NGO により運営されている知的障害児を対象とした小学校等がある。
- ・ 地区事務所の役割のひとつとして、事業の実施に加え、政府・NGO・個人等からの資金集めが挙げられる。
- ・ 地区行政事業として障害者を対象とした職業訓練は実施していない。
- ・ 技能訓練を修了した者は、雇用されたり、組合を形成する等、何らかの形で就労するべきである。
- ・ 技能訓練における障害者選考方法基準は、貧困層を優先することが好ましい。
- ・ 地区が行う貧困者対象事業や社会的弱者対象事業は、セクター・セルの貧困度合いを勘案し、傾斜をつけてプロジェクトの受益者数をセクターやセルに配分する。そして、各地域に配当された人数分の貧困者を彼ら自身で選ぶ。
- ・ セクター・セル・村ごとに貧困者リストがあり、そのリストより障害者を選び、直接家庭を訪問し確認するとよい。同リストは、2008 年に作成されたが来年更新する予定。リストには、氏名・居住地・ステータス（未婚・既婚等）・備考（特記事項記載）の項目がある（必ずしも障害の有無が明記されているわけではない）。
- ・ 3 カ月ごとに、合同開発行動フォーラム（Joint Action Development Forum : JADF）を開催。地区事務所が議長を務め、キチュキロ地区内で活動するあらゆる NGO・協会・団体が出席。全分野に関する計画・事業の確認や協議等を行う。JADF は地区レベルだけでなく、セクターレベルにも設置。
- ・ カテゴリー1（重度障害）の元戦闘員に対する事業としては、コミュニティセンターの設置が挙げられる。ニャルゴンガ地域の元戦闘員居住地と一般地域住民居住地の間にセンターを設立。センター内に、雑貨店を設置したり、パソコンを置きインターネット利用サービスを提供する予定（翌日視察した際は、雑貨店やパソコンはなかった）。
- ・ 各グループの代表（女性、青年等）から構成される議会（Council）に、障害者枠も設置された。同議会は、国、県、地区、セルの各レベルに設置されている。議会議員は一般選挙により選出されるが、障害者枠等は別途選出。障害者枠には、Committee of PWDs（5 人）のメンバーより選出される。Committee of PWDs も国

	家、州・市、県・地区、セクター、セルに設置されている。各地域の障害者についての情報はこれら Committee of PWDs が詳しいため、同議長にコンタクトすることを勧める。
入手資料	キチュキロ地区事務所組織図

日 時	2010年10月20日（水）9:30～10:20
場 所	キガリ市キチュキロ区ニャルゴンガ地域の重度障害（カテゴリー1）戦闘員居住区近隣コミュニティホール
面談者	<ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリー1 元戦闘員（車いす利用）2名と家族1名：Mr. Musafiri Julias, Mr. Habimana Protegene ・ 虐殺生存者集団居住区住民2名
訪問者	原田団員、Mr. Floribert
目 的	プロジェクトに係る情報収集
要 旨	<p>1. 視察状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリー1の元戦闘員が居住するニャルゴンガ集団居住区の側に、キガリ市キチュキロ地区政府によりコミュニティホールが建設された。同ホールを挟んで左右に、ニャルゴンガ集団居住区と虐殺生存者集団居住区（政府が住居を供与）がある。また一般住民居住地も隣接している。 ・ コミュニティホールは虐殺生存者集団居住区住民のために建設されたものであるが、RDRCは元戦闘員も活用できるよう、同ホールの管理者であるキチュキロ区長に交渉中とのこと。 ・ 建物は、大会議室1・小会議室3・手洗い場1・トイレ1・屋根つき広場から構成されており、施設としては十分整っている。視察時は、子どもたちが施設広場で遊んでいるのみで、使用されている気配はなかった。 ・ 結婚式や来訪者が訪れた際に使用。また、地区政府より手工芸活動を紹介され、時折使用しているとのこと。 ・ すべての部屋に鍵がかけられており、使用する際は、鍵を保管している地区政府に連絡する必要がある。 <p>2. 元戦闘員への面談概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 元戦闘員居住地からコミュニティホールまでは、坂道を上って下り、ホールを大回りして行く必要があり、車いす利用者にとっては移動が困難。ホールの裏手に入り口を造り、ホールへの近道ができるよう RDRC に提案した。 ・ ホールの有効利用として、雑貨店の設置、テレビを設置しスポーツ観戦、電気供給店の営業等を希望する。 ・ 技能訓練としては、電気機器・携帯電話修理技術、コンピュータ技術習得を希望。女性からは、美容、裁縫の希望あり。 ・ 地域一帯の住民で話し合う必要がある際は、村長（Mr. Mukanama Marry）が住民を召集する。

4. 詳細計画策定調査に係る協議議事録 (M/M)

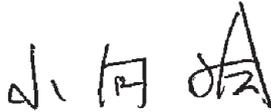
MINUTES OF MEETINGS BETWEEN JAPANESE
DETAILED PLANNING SURVEY TEAM AND
AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF
REPUBLIC OF RWANDA
ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR
THE SKILLS TRAINING FOR EX-COMBATANTS AND
CIVILIANS WITH DISABILITIES

The Japanese Detailed Planning Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Eri KOMUKAI visited the Republic of Rwanda from 10 October, 2010 to 22 October, 2010 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program based on the application proposed by the Government of Rwanda for the Skills Training for Ex-Combatants and Civilians with Disabilities.

During its stay in Republic of Rwanda the Team exchanged views and had a series of discussions with the Rwanda authorities concerned with respect to desirable measures to be taken by JICA and Rwanda Government for the successful implementation of the project.

As a result of the discussions, the Team and Rwanda authorities concerned agreed on the matters referred to in the document attached hereto.

Kigali, 22 October, 2010


Ms. Eri KOMUKAI
Leader
Japanese Detailed Planning Survey Team,
Japan International Cooperation Agency,
Office Kigali




Ms. Sharon HABA
Permanent Secretary
Ministry of Education,
Republic of Rwanda




Mr. BARIKANA Eugene
Permanent Secretary
Ministry of Local Government,
Republic of Rwanda




Mr. SAYINZOGA Jean
Chairman
Rwanda Demobilization and
Reintegration Commission,
Republic of Rwanda



THE ATTACHED DOCUMENT

1. Title of the project

After a series of discussions, both sides agreed that the title of the project will be "The Skills Training and Job Obtainment Support for Social Participation of the Ex-Combatants and Civilians with Disabilities" (hereinafter referred to as "the Project")

2. Framework of the Project

As a result of the discussions, both sides agreed on the framework of the Project as shown in ANNEX I and the Record of Discussions (hereinafter referred to as "R/D") is shown in ANNEX III.

3. Committees

For the effective and successful implementation of the Project, the Project will establish the two committees, i.e., Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") and, Joint Technical Working Committee (hereinafter referred to as "JTWC"). The function and members of committees are described in ANNEX II.

4. Administrative Structure of the Project

The responsibilities of each actor of the Project are summarized as follows:

- (1) The Ministry of Education (hereinafter referred to as "MINEDUC") delegates Workforce Development Authority (hereinafter referred to as "WDA"), as the Project Supervisor. The Project Supervisor will provide policy and institutional advice and support to the implementation of the Project.
- (2) The Chairman of Rwanda Demobilization and Reintegration Commission (hereinafter referred to as "RDRC") as the Project Director will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project in collaboration with the Director General of Department of Community Development and Social Affairs, Ministry of Local Government (hereinafter referred to as "MINALOC").

The Project Director will also be in charge of convening, organizing and presiding over the JCC in collaboration with the Japanese Expert(s) of the Project.

[Handwritten initials]

[Handwritten initials]

[Handwritten initials]

[Handwritten initials]

(3) The programme Coordinator of Rwanda Demobilization and Reintegration Programme (hereinafter referred to as "RDRP") as the Project Manager in collaboration with the Director General of Department of Community Development and Social Affairs, MINALOC will be responsible for the management of the project.

The Project Manager will assign the administrative personnel of the project as the counterparts to ensure necessary coordination and monitoring among the related stakeholders according to the necessity.

The Project Manager will also be in charge of convening, organizing and presiding over the JTWC in collaboration with Japanese Expert(s) of the project.

(4) The Chief Operations Officer of RDRP as the Assistant Project Manager will be responsible for assisting the management of the project to support the Project Manager.

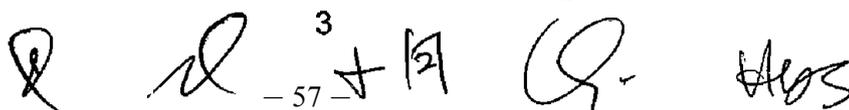
(5) The Japanese Expert(s) will provide necessary technical guidance, recommendations and advice to the Project Director, the Project Manager and other counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.

(6) The Resident Representative of JICA Rwanda Office will provide necessary recommendations and advice to the Project Director and the Project Manager on any matter pertaining to the implementation of the Project.

(7) The Director General of Department of Community Development and Social Affairs, MINALOC as member of JCC will provide necessary recommendations and advice to the Rwandan counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.

(8) The Vice-Mayors in charge of Social Affairs in districts as members of JTWC will be responsible for selecting People with Disabilities (hereinafter refer to as "PWDs") as trainees at VTCs (Vocational Training Centers) and other organizations (hereinafter referred to as Skills Training Centers, "STCs") and monitoring of the Ex-Combatants and Civilians with Disabilities (hereinafter refer to as "ECCD") who will have completed training at STCs.

(9) The Directors of STCs, as member of JTWC and providers of skills training will be responsible for joining selection of trainees, implementing skills training and monitoring of the ECCD who will have completed training at STCs.

Handwritten signatures and initials at the bottom of the page. From left to right: a stylized signature, a signature with a large flourish, the number '3' above a signature, a signature with a large flourish, a signature with a large flourish, and a signature with a large flourish.

5. Measures to be taken by JICA

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, JICA, as the executing agency for technical cooperation by the Government of JAPAN, will take, at its own expense, the following measures according to the normal procedures of its technical cooperation scheme.

(1) Dispatch of Japanese Expert(s)

JICA will provide the services of the Japanese expert(s).

(2) Provision of machinery and equipment

JICA will provide machineries, equipments and other materials (hereinafter referred to as "the Equipments") necessary for the implementation of the Project when the JCC approves the necessity.

6. Measures to be taken by the government of Rwanda

(1) The Government of Rwanda will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.

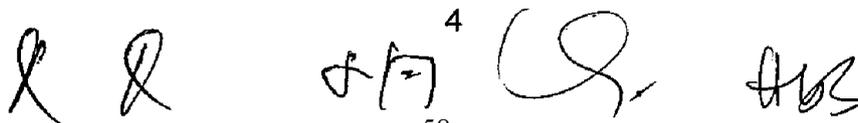
(2) The Government of Rwanda will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Rwanda nationals as a result of the Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of Rwanda.

(3) The Government of Rwanda will grant in Rwanda privileges, exemptions and benefits to the Japanese experts and their families as per the conventions and laws and regulations in force in Rwanda.

(4) The Government of Rwanda will take the necessary measures to receive and use the Equipment provided by JICA under 5.(2) above and equipment, machinery and materials carried in by the Japanese expert(s) referred to in 5.(1) above.

(5) In accordance with the laws and regulations in force in Rwanda, the Government of Rwanda will provide the services of Rwanda counterpart personnel and administrative personnel.

(6) The Government of Rwanda will provide the buildings and facilities.

Handwritten signatures and initials in black ink, including two stylized 'R' characters, a signature with a '4' above it, a signature with a 'Q' above it, and another signature.

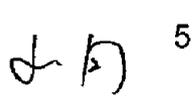
(7) The Government of Rwanda will take necessary measures to supply or replace at its own expense machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided by JICA under 5.(2) above.

(8) In accordance with the laws and regulations in force in Rwanda, the Government of Rwanda will take necessary measures to meet the recurrent cost necessary (salary for officials, electricity and so on) for the implementation of the Project.

7. Schedule before the commencement of the Project

When the Project is found to be viable, R/D will be signed to finalize the content of the technical cooperation, and the Project will be officially commenced after its signing. The R/D is expected to be signed between Rwanda authorities and the Resident Representative of the JICA Rwanda Office within this year.

- ANNEX I Framework of the Project
- ANNEX II The function and members of committees
- ANNEX III The draft of the Record of Discussions



1. Background of the Project

The 1994 Genocide and Armed Conflict has left Rwanda with many people with disabilities (hereinafter referred to as "PWDs"), including ex-combatants and civilians. Their disabilities have limited their opportunities in life, since Rwanda's public infrastructures and social protection programmes in the past did not give particular provisions for PWDs.

Since end of 2001, the Government of Rwanda has started Stage II of RDRP, which is implemented by RDRC. During RDRP Stage II, JICA helped the Government of Rwanda through RDRC in contributing to the reintegration of Ex-Combatants with Disabilities through skills training and construction of barrier free in some VTCs (Vocational Training Centers) and other organizations (hereinafter referred to as Skills Training Centers, "STCs") from December 2005 to December 2008.

However, the need is still very high for both skills training and barrier free access at the STCs countrywide. the Government of Rwanda has put emphasis on infrastructure development including barrier free and workforce development through skills training, within the Economic Development and Poverty Reduction Strategy (EDPRS).

Since January 2009, the Government of Rwanda has started Stage III of RDRP. The RDRP includes specially tailored reintegration support to the ex-combatants with disabilities, which includes medical rehabilitation, provision prostheses, skills training and so on.

The war and 1994 genocide left behind not only ex-combatants with disabilities, but also many civilians who sustained injuries that resulted into permanent disabilities. In the sprit of fostering "Unity and Reconciliation" within the communities where both ex-combatants with disabilities and other war and genocide survivors with disabilities, the Government of Rwanda is embarking on Community Based Reintegration approach which would allow the Ex-Combatants and Civilians with Disabilities (hereinafter refer to as "ECCD") to achieve self sustenance opportunities through skills training together.

As part of the effort help sustainable reintegration of ECCD in the communities where ECCD live, the Government of Rwanda applied for Japanese Technical Cooperation in skills training and construction of barrier free access at STCs.

小月⁶ (S) 1/23

2. Objectives of the Project

(1) Overall Goal

The social participation of the ECCD participate in the skills training is promoted.

(2) Project Purpose

The ECCD who participate in the skills training obtain job.

(3) Outputs of the Project

Output 1: Environment to provide skills training for the ECCD is strengthened.

Output 2: Skills training for the ECCD is improved.

Output 3: Support services to obtain job of the ECCD are developed.

3. Project activities

Output 1: Environment to provide skills training for the ECCD is strengthened.

(1) To improve environment of the skills training.

- To study on labor market and ECCD.
- To select the course and STCs.
- To develop criteria to select trainees.
- To establish the role of each stakeholder.

(2) To improve environment of the STCs.

- To develop inclusive physical environment.
- To develop inclusive human environment.

Output 2: Skills training for the ECCD is improved.

(1) To conduct skills training courses.

(2) To implement monitoring, evaluation and analysis.

(3) To improve contents and method of the course.

Output 3: Support services to obtain job of the ECCD are developed.

(1) To support trainees to establish/participate in associations and cooperatives.

(2) To provide tool-kits to trainees.

(3) To provide necessary information and support to ex-trainees including beneficiaries of the previous JICA activity.

(4) To implement related activities for awareness raising of ECCD and their empowerment.

Handwritten signatures and initials, including a large stylized signature and the initials "HBS".

4. Project duration

Three (3) years

5. Project area

The Project will support screened ECCD from all over the country based on the plan of RDRP stage III.

The STCs to provide skill training will be selected from VTCs.

6. Target groups

The target groups are the ECCD.

8/12/2018

ANNEX II

The function and members of committees

1. Joint Coordinating Committee: JCC

(1) Frequency

At least twice a year and whenever the necessity arises.

(2) Function

- To review and approve the annual work plan of the Project with the Project Design Matrix and the Plan of Operations.
- To review the annual progress of project activities.
- To provide policy and institutional advice and support for furthering the project activities and resolving problems occurred of the Project.
- To share the updated statistical data and information in terms of RDRP and ECCD.
- To exchange views on major issues that may arise during the implementation of the Project, and so on.

(3) Members

- Supervisor: The Permanent Secretary of MINEDUC delegates Director General of WDA (Project Supervisor)
- Chairperson: Chairman of RDRC (Project Director)
- Members:
 - Rwanda Side:
 - Representative, MINALOC
 - Program Coordinator, RDRP (Project Manager)
 - Representative(s), Disable Persons Organizations (DPOs)
 - Other officers nominated by RDRC
 - Japanese Side:
 - Japanese Expert(s)
 - Resident Representative of JICA Rwanda Office
 - Other officers nominated by JICA

Handwritten signatures and initials, including a date "9/27" and the number "9".

2. Joint Technical Working Committee: JTWC

(1) Frequency

At least quarterly a year and whenever the necessity arises.

(2) Function

- JTWC is a supplemental and administrative committee to JCC.
- To monitor the progress of the Project based on the Project Design Matrix and the Plan of Operations.
- To exchange each other good practices of the Project.
- To discuss the issue and exchange the opinions for finding the measures to resolve the problems of the Project.

(3) Members

- Chairperson: Program Coordinator, RDRP (Project Manager)
- Members:

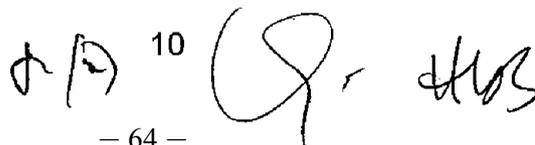
Rwanda Side:

- Officers, MINEDUC and WDA
- Officers, MINALOC
- Chief Operations Officer, RDRP (Assistant Project Manager)
- Directors of STCs
- Vice-Mayors in charge of social affairs in districts
- Officers, DPOs
- Other officers nominated by RDRP

Japanese Side:

- Japanese Expert(s)
- Officer, JICA Rwanda Office
- Other officers nominated by JICA

10
- 64 -



(DRAFT)

RECORD OF DISCUSSIONS

BETWEEN

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

AND

THE AUTHORITIES OF THE GOVERNMENT OF REPUBLIC OF RWANDA

ON

JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR

THE SKILLS TRAINING AND JOB OBTAINMENT SUPPORT FOR SOCIAL PARTICIPATION OF EX-COMBATANTS AND CIVILIANS WITH DISABILITIES

The Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and the authorities of the Government of Rwanda concerned have exchanged views and had a series of discussions on "the Skills Training and Job Obtainment Support for Social Participation of Ex-Combatants and Civilians with Disabilities" project (hereinafter referred to as "the Project") with respect to desirable implementation of the Project.

As a result of the discussions, and in accordance with the provision of the Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Government of Rwanda, signed in Kigali on 14 January 2005 (hereinafter referred to as "Agreement"), JICA and the Rwandan authorities concerned agree on the matters referred to in the document attached hereto.

Kigali, 20 October, 2010

Mr. Hiroshi MURAKAMI
Resident Representative
Japan International Cooperation Agency,
Rwanda Office

Ms. Sharon HABA
Permanent Secretary
Ministry of Education,
Republic of Rwanda

Mr. BARIKANA Eugene
Permanent Secretary
Ministry of Local Government,
Republic of Rwanda

Mr. SAYINZOGA Jean
Chairman
Rwanda Demobilization and
Reintegration Commission,
Republic of Rwanda

11


THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN JICA AND THE GOVERNMENT OF RWANDA

The Government of Rwanda will implement a technical cooperation project “the Skills Training and Job Obtainment Support for Social Participation of Ex-Combatants and Civilians with Disabilities” (hereinafter referred to as “the Project”) in cooperation with JICA.

The Project will be implemented in accordance with the Master Plan, Project Design Matrix version 0 and Plan of Operation version 0, which are shown in ANNEX I, II and III.

II. MEASURES TO BE TAKEN BY JICA

In accordance with the laws and regulations in force in Japan and the provisions of Article III, JICA, as the executing agency for technical cooperation by the Government of JAPAN, will take the following measures at its own expense, according to the normal procedures of its technical cooperation scheme.

(1) Dispatch of Japanese Expert(s)

JICA will provide the services of the Japanese expert(s) as listed in ANNEX IV.

(2) Provision of machinery and equipment

JICA will provide machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as “the Equipment”) necessary for the implementation of the Project as listed ANNEX V. The provision of Article V of the Agreement will be applied to the Equipment.

III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF RWANDA

(1) The Government of Rwanda will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the Project period through full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.

05/12  
- 66 -

- (2) The Government of Rwanda will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Rwanda nationals as a result of the Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of Rwanda.
- (3) In accordance with the provisions of Article V 1. of the Agreement, the Government of Rwanda will grant in Rwanda privileges, exemptions and benefits to the Japanese expert(s) refer to II(2) mentioned above and his/her families as per the conventions and laws and regulations in force in Rwanda.
- (4) In accordance with the provisions of Article VII of the Agreement, the Government of Rwanda will take the necessary measures to receive and use the Equipment provided by JICA under II (2) above and equipment, machinery and materials carried in by the Japanese expert(s) referred to in II(2) mentioned above.
- (5) In accordance with the provisions of Article V 1.(2) (b) of the Agreement, the Government of Rwanda will provide the services of Rwanda counterpart personnel and administrative personnel as listed in ANNEX VI.
- (6) In accordance with the provisions of Article 1.(2) (a) of the Agreement, the Government of Rwanda will provide the buildings and facilities as listed in ANNEX VII.
- (7) The Government of Rwanda will take necessary measures to supply or replace at its own expense machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided by JICA under II (2) mentioned above.
- (8) In accordance with the laws and regulations in force in Rwanda, the Government of Rwanda will take necessary measures to meet the recurrent cost necessary (salary for officials, electricity and so on) for the implementation of the Project.

IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Permanent Secretary of Ministry of Education (hereinafter referred to as "MINEDUC") delegates Director General of Workforce Development Authority (hereinafter referred to as "WDA"), as the Project Supervisor. The Project Supervisor will provide policy and institutional advice and support to the implementation of the Project.

13
JICA WDA  HUB
-67-

2. The Chairman of Rwanda Demobilization and Reintegration Commission (hereinafter referred to as "RDRC"), as the Project Director will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
3. The Program Coordinator of Rwanda Demobilization and Reintegration Programme (hereinafter referred to as "RDRP") as the Project Manager will be responsible for the management of the project.
4. The Japanese expert(s) will provide necessary technical guidance, recommendations and advice to the Project Director, the Project Manager and other counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.
5. The Resident Representative of JICA Rwanda Office will provide necessary recommendations and advice to the Project Director and the Project Manager on any matter pertaining to the implementation of the Project.
6. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, a Joint Coordinating Committee will be established which functions the and composition are described in ANNEX VIII.

V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA and the Rwandan authorities concerned, at the middle and during the last six months of the Project period in order to examine the level of achievement.

VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

In accordance with the provision of Article VI of the Agreement, the Government of Rwanda undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese expert(s) engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in Rwanda, except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese expert(s).

Handwritten signatures and initials, including a date '14' and the number '68'.

VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between JICA and the Government of Rwanda on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

VIII. MESURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

For the purpose of promoting support for the Project among the people of Rwanda, the Government of Rwanda will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of Rwanda.

IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be three (3) years from the arrival of the Japanese expert(s).

ANNEX I	MASTER PLAN
ANNEX II	PROJECT DESIGN MATRIX (PDM)– version 0
ANNEX III	PLAN OF OPERATION (PO) – version 0
ANNEX IV	LIST OF JAPANESE EXPERTS
ANNEX V	LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT
ANNEX VI	LIST OF RWANDA COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL
ANNEX VII	LIST OF BUILDINGS AND FACILITIES
ANNEX VIII	JOINT COORDINATING COMMITTEE

15
- 69 -



Overall Goal

The social participation of the Ex-Combatants and Civilians with Disabilities (hereinafter referred to as "ECCD") who participate in the skills training is promoted.

Project Purpose

The ECCD who participate in the skills training obtain job.

Outputs of the Project

Output 1: Environment to provide skills training for the ECCD is strengthened.

Output 2: Skills training for the ECCD is improved.

Output 3: Support services to obtain job of the ECCD are developed.

Project Activities

Output 1: Environment to provide skills training for the ECCD is strengthened.

(1) To improve environment of the skills training.

- To study on labor market and ECCD.
- To select the course and VTCs (Vocational Training Centers) and other organizations (hereinafter referred to as Skills Training Centers, "STCs").
- To develop criteria to select trainees.
- To establish the role of each stakeholder.

(2) To improve environment of the STCs.

- To develop inclusive physical environment.
- To develop inclusive human environment.

Output 2: Skills training for the ECCD is improved.

(1) To conduct skills training course.

(2) To implement monitoring, evaluation and analysis.

(3) To improve contents and method of the course.

Output 3: Support services to obtain job of the ECCD are developed.

(1) To support trainees to establish/participate in associations and cooperatives.

(2) To provide tool-kits to trainees.

(3) To provide necessary information and support to ex-trainees including beneficiaries of the previous JICA activity.

(4) To implement related activities for awareness raising of ECCD and their empowerment.

2/17¹⁶  HBS

ANNEX II

PROJECT DESIGN MATRIX (PDM)– version 0

Project Title: The Skills Training and Job Obtainment Support for Social Participation of the Ex-Combatants and Civilians with Disabilities

Duration: 3 years

Target Group: The Ex-Combatants and Civilians with Disabilities (ECCD)

Target Area: The Republic of Rwanda

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicator	Means of Verification	Important Assumptions
<p>Overall Goal: The social participation of the ECCD who participate in the skills training is promoted.</p>	<p>-XX% of the trained ECCD by the Project retain in employment. -XX% of the trained ECCD improve the relationship with family, neighbors, friends and social groups in communities. -XX% of the trained ECCD increase the using of community/ social resources. -XX% of the trained ECCD feel that the quality of their life have improved.</p>	<p>-Baseline survey -Tracer survey -Interview/Questionnaire for ex-trainees -Interview with family and friends of ex-trainees -Report from the concerned organizations.</p>	
<p>Project Purpose: The ECCD who participate in the skills training obtain job.</p>	<p>-XX% of the trained ECCD start to generate income within X months after the completion of the training course either by: i) utilizing acquired vocational skills, or ii) the other means. - XX% of the trained ECCD generate income without utilizing acquired vocational skills.</p>	<p>-Baseline survey -Tracer survey -Interview/Questionnaire for ex-trainees -Report from the concerned organizations. -Project report</p>	<p>-The legal framework of support of ECCD is established and the access to employment is improved. -Peace in the community that the ECCD is reintegrated is secured and reconciliation is maintained.</p>

4/3

G. #03

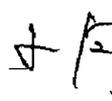
Outputs:	Objectively Verifiable Indicator	Means of Verification	Important Assumptions
1. Environment to provide the skills training for the ECCD is strengthened.	<ul style="list-style-type: none"> -X STCs are renovated to be barrier-free facilities. -XX persons of ECCD join skills training at STCs. -XX% of the STCs trainers improve their training contents and method to suit to ECCD. 	<ul style="list-style-type: none"> -Baseline survey -Tracer survey -Interview/Questionnaire for ex-trainees -Report from the concerned organizations. -Project report 	Responsibilities for the issue of skills training and support to obtain job for ECCD continue to be among integral mission of governmental bodies.
2. Skills training for the ECCD is improved.	<ul style="list-style-type: none"> -XX persons of ECCD complete the course . -XX% of the trained ECCD are satisfied with skills training course. -XX% of the trained ECCD acquire expected level of skills. 	<ul style="list-style-type: none"> -Each activities report -Interview/Questionnaire for participants of each activities 	
3. Support services to obtain job of the ECCD are developed.	<ul style="list-style-type: none"> -XX persons of ECCD participate in cooperatives and associations. -XX persons of ECCD get employment. -XX persons of ECCD receive tool-kits. -XX persons of ECCD utilize tool-kits. -Awareness raising program are implemented X times. -XX persons participate awareness raising program. -XX% of the participants who attend awareness raising program understand importance to support employment of ECCD. 		

- 72 -

HBS

Activities:	Input:	Important Assumptions
<p>Output 1: Environment to provide the skills training for the ECCD is strengthened.</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-1 To improve environment of the skills training. <ul style="list-style-type: none"> 1-1-1 To study on labor market and ECCD. 1-1-2 To select the course and STCs. 1-1-3 To develop criteria to select trainees. 1-1-4 To establish the role of each stakeholder. 1-2 To improve environment of the STCs. <ul style="list-style-type: none"> 1-2-1 To develop inclusive physical environment. 1-2-2 To develop inclusive human environment. <p>Outcome 2: Skills training for the ECCD is improved.</p> <ul style="list-style-type: none"> 2-1 To conduct skills training course. 2-2 To implement monitoring, evaluation and analysis. 2-3 To improve contents and method of the course. <p>Outcome 3: Support services to obtain job of the ECCD are developed.</p> <ul style="list-style-type: none"> 3-1 To support trainees to establish/participate in associations and cooperatives. 3-2 To provide tool-kits to trainees. 3-3 To provide necessary information and support to ex-trainees including beneficiaries of the previous JICA activity. 3-4 To implement related activities for awareness raising of ECCD and their empowerment. 	<p>Input from Japan:</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. Long-term Expert(s) (-on Support for PWDs) (-on Training) 2. Short-term Experts (-Two to three (2-3)) 3. Equipment <ul style="list-style-type: none"> -Necessary for the implementation of the Project -Tool-kits 4. Project Expenses <ul style="list-style-type: none"> -Operational Expenses (including local staff, training cost such as lecture fee, materials cost and so on.) -Expense for barrier-free renovations <p>Input from Rwanda:</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. Counterpart Personnel <ul style="list-style-type: none"> -Project Supervisor: PS of MINEDUC delegates DG of WDA -Project Director: Chairman of RDRC -Project Manager: Coordinator of RDRP -Assistant Project Manager: Chief Operations Officer - Directors of STCs 2. Facilities and Equipment <ul style="list-style-type: none"> -Facilities for training of trainers -An office room for Japanese experts -Office supply 3. Local Cost <ul style="list-style-type: none"> -Running expenses and consumable supplies for the equipment. 	<ul style="list-style-type: none"> - Training center continue to be in operation. - Training center staff do not leave. <p>Pre-conditions:</p> <ul style="list-style-type: none"> -Counterparts continue to be in operation. -Other donors supporting RDRP continue funding the program. -Security in Rwanda and neighboring countries is not deteriorated.

- 73 -





* Skills Training Centers(STCs): VTCs(Vocational Training Centers) and other organizations

ANNEX III

PLAN OF OPERATION (PO)-version 0

Project title: The Skills Training and Job Obtainment Support for Social Participation of the Ex-Combatants and Civilians with Disabilities (ECCD)
 Overall Goal: The social participation of the ECCD who participate in the skills training is promoted.
 Project purpose: The ECCD who participate in the skills training obtain job.

Activities in Project Narrative Summary	2011			2012			2013			2014					
	Jan	Feb	Mar	Apr	May	Jun	Jul	Aug	Sep	Oct	Nov	Dec	Jan	Feb	Mar
1. Environment to provide the skills training for the ECCD is strengthened.															
1-1 To improve environment of the skills training.															
1-1-1 To study on labor market and ECCD.															
1-1-2 To select the course and STCs.															
1-1-3 To develop criteria to select trainees.															
1-1-4 To establish the role of each stakeholder.															
1-2 To improve environment of the STCs.															
1-2-1 To develop inclusive physical environment.															
1-2-2 To develop inclusive human environment.															
2. Skills training for the ECCD is improved.															
2-1 To conduct skills training course.															
2-2 To implement monitoring, evaluation and analysis.															
2-3 To improve contents and method of the course.															
3. Support services to obtain job of the ECCD are developed.															
3-1 To support trainees to establish/participate in associations and cooperatives.															
3-2 To provide tool-kits to trainees.															
3-3 To provide necessary information and support to ex-trainees including beneficiaries of the previous JICA activity.															
3-4 To implement related activities for awareness raising of ECCD and their empowerment.															

* Skills Training Centers(STCs): VSCs(Vocational Skills Centers) and other organizations

Handwritten signature and initials

ANNEX IV

LIST OF JAPANESE EXPERTS

The expert(s), in the following field, will be dispatched,

1. Long-term expert(s) on support for PWDs and training (to be decided)

2. Short-term expert(s)

The approximate number of short-term experts will be considered later on by mutual consultation.

Specific technical fields of Short-term experts that the Japanese and the Rwanda Project personnel find necessary for the Project activities, under the supervision of the Japan-Rwanda Joint Coordinating Committee will be dispatched.

小川²¹ 〇〇 〇〇
- 75 -

ANNEX V

LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. Technical equipment, if necessary for the implementation of the Project, will be provided.
2. Both sides confirm the following points;
 - (1) The equipment should be utilized to achieve the Project purpose.
 - (2) The Rwandan side will be responsible for the installation of the equipment.
 - (3) The Rwandan side will provide the running expenses and consumable supplies for the equipment.
 - (4) The detailed contents, specification and quantity of the above mentioned equipment will be decided each Japanese fiscal year, within the Project budget allocated under the technical cooperation scheme of JICA.

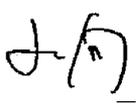
22
- 76 -

Handwritten signature and initials in black ink, including the number 22 and the page number - 76 -.

ANNEX VI LIST OF RWANDAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

The Government of Rwanda will assign necessary personnel to ensure the smooth operation of the Project as follows;

1. Project Supervisor: The Permanent Secretary, MINEDUC delegates
Director General of WDA
2. Project Director: Chairman, RDRC
3. Project Manager: Coordinator, RDRP
4. Assistant Project Manager: Chief Operations Officer, RDRP
5. Counterparts: Staff of RDRP (to be decided)
Training Managers, the STCs

 ²³
- 77 -  

ANNEX VII

LIST OF BUILDINGS AND FACILITIES

That following will be provided by the Government of Rwanda for the implementation of the Project:

1. The space, buildings and facilities necessary for the implementation of the Project, including electricity and water supply facilities. The principal facilities necessary to implement the Project are as follows;

- (1) Facilities for the Skills Training
- (2) Facilities for the training of trainees
- (3) Administrative Offices
- (4) An office room for Japanese expert(s)
- (5) A meeting room for the Project

2024
-78-  

ANNEX VIII JOINT COORDINATING COMMITTEE AND JOINT TECHNICAL WORKING COMMITTEE

1. Joint Coordinating Committee: JCC

(1) Frequency

At least twice a year and whenever the necessity arises.

(2) Function

- To review and approve the annual work plan of the Project with the Project Design Matrix and the Plan of Operations.
- To review the annual progress of project activities.
- To provide political and institutional advice and support for furthering the project activities and resolving problems occurred of the Project.
- To share the updated statistical data and information in terms of RDRP and ECCD.
- To exchange views on major issues that may arise during the implementation of the Project, and so on.

(3) Members

- Supervisor: The Permanent Secretary of MINEDUC delegates Director General of WDA (Project Supervisor)
- Chairperson: Chairman of RDRC (Project Director)
- Members:

Rwanda Side:

- Representative, MINALOC
- Program Coordinator, RDRP (Project Manager)
- Representative(s), Disabilities Persons Organizations (DPOs)
- Other officers nominated by RDRC

Japanese Side:

- Japanese Expert(s)
- Resident Representative of JICA Rwanda Office
- Other officers nominated by JICA

25
- 79 -



2. Joint Technical Working Committee: JTWC

(1) Frequency

At least quarterly a year and whenever the necessity arises.

(2) Function

- JTWC is a supplemental and administrative committee to JCC.
- To monitor the progress of the Project based on the Project with the Project Design Matrix and the Plan of Operations.
- To exchange to each other good practices of the Project.
- To discuss the issue and exchange the opinions for finding the measures to resolve the problems of the Project.

(3) Members

- Chairperson: Program Coordinator, RDRP (Project Manager)

- Members:

Rwanda Side:

- Officers, MINEDUC and WDA
- Officers, MINALOC
- Chief Operations Officer, RDRP (Assistant Project Manager)
- Directors of STCs
- Vice-Mayors in charge of Social Affairs in districts
- Officers, DPOs
- Other officers nominated by RDRP

Japanese Side:

- Japanese Expert(s)
- Officer, JICA Rwanda Office
- Other officers nominated by JICA

Handwritten signature and date: 26/08/03

MINUTES OF MEETINGS BETWEEN
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY AND
THE AUTHORITIES OF THE GOVERNMENT OF
REPUBLIC OF RWANDA
ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR
THE SKILLS TRAINING FOR EX-COMBATANTS AND
CIVILIANS WITH DISABILITIES

The Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and the authorities of the Government of Rwanda concerned have exchanged views and had a series of discussions on "the Skills Training for Ex-Combatants and Civilians with Disabilities" (hereinafter referred to as "the Project") with respect to desirable implementation of the Project.

As a result of the discussions as of 22 October 2010, JICA and the Rwandan authorities concerned agreed that the title of the project would be as follow "Title 1" and signed on a Minutes of Meetings. However, JICA and the Rwandan authorities had more discussions regarding to the title after 22 October 2010, and finally, agreed that the title of the project would be changed as follows "Title 2(Amended)".

Title 1.

"The Skills Training and Job Obtainment Support for Social Participation of Ex-Combatants and Civilians with Disabilities"

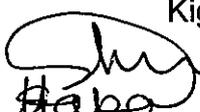
Title 2(Amended).

"The Skills Training and Job Obtainment Support for Social Participation of Ex-Combatants and Other People with Disabilities"

Kigali, 17th November, 2010


Mr. Hiroshi MURAKAMI
Resident Representative
Japan International Cooperation Agency,
Rwanda Office


RUGAMBA Egide
Director General
Planning & M.E
MINALOC
Mr. BARIKANA Eugene
Permanent Secretary
Ministry of Local Government
Republic of Rwanda


Ms. Sharon HABA
Permanent Secretary
Ministry of Education,
Republic of Rwanda

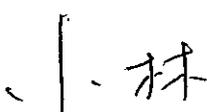

Mr. SAYINZOGA Jean
Chairman
Rwanda Demobilization and
Reintegration Commission,
Republic of Rwanda

RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY AND
AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF
REPUBLIC OF RWANDA
ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION PROJECT FOR
“THE SKILLS TRAINING AND JOB OBTAINMENT SUPPORT FOR SOCIAL
PARTICIPATION OF EX-COMBATANTS AND OTHER PEOPLE
WITH DISABILITIES”

The Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) and the authorities of the Government of Rwanda concerned have exchanged views and had a series of discussions on The Skills Training and Job Obtainment Support for Social Participation of Ex-Combatants and Other People with Disabilities Project with respect to desirable implementation of the project.

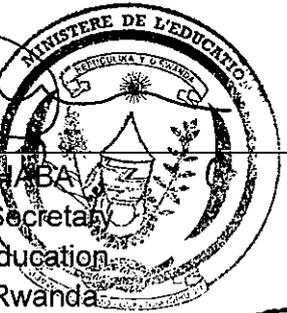
As a result of the discussions, and in accordance with the provision of the Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Government of Rwanda, signed in Kigali on 14 January 2005 (hereinafter referred to as “Agreement”), JICA and the Rwandan authorities concerned agree on the matters referred to in the document attached hereto.

Kigali, 22nd December, 2010

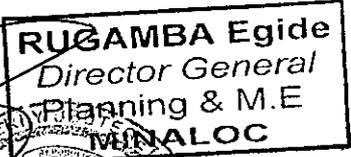

Mr. Hiroyuki KOBAYASHI
Resident Representative Rwanda
Japan International Cooperation Agency,
Rwanda Office




Ms. Sharon HABA
Permanent Secretary
Ministry of Education
Republic of Rwanda




Mr. BARIKANA Eugene
Permanent Secretary
Ministry of Local Government
Republic of Rwanda


Mr. SAYINZOGA Jean
Chairman
Rwanda Demobilization and
Reintegration Commission,
Republic of Rwanda



THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN JICA AND THE GOVERNMENT OF RWANDA

1. The Government of Rwanda will implement a technical cooperation project "the Skills Training and Job Obtainment Support for Social Participation of Ex-Combatants and Other People with Disabilities" (hereinafter referred to as "the Project") in cooperation with JICA.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan, Project Design Matrix version 0 and Plan of Operation version 0, which are shown in ANNEX I, II and III.

II. MEASURES TO BE TAKEN BY JICA

In accordance with the laws and regulations in force in Japan and the provisions of Article III of the Agreement, JICA, as the executing agency for technical cooperation by the Government of Japan, will take the following measures at its own expense, according to the normal procedures of its technical cooperation scheme.

1. Dispatch of Japanese Expert(s)
JICA will provide the services of the Japanese expert(s) as listed in ANNEX IV. The provision of Article III (a) of the Agreement will be applied to the expert(s).
2. Provision of machinery and equipment
JICA will provide machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed ANNEX V. The provision of Article III (e) of the Agreement will be applied to the Equipment.

III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF RWANDA

1. The Government of Rwanda will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the Project period through full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.



2. The Government of Rwanda will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Rwanda nationals as a result of the Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of Rwanda.
3. In accordance with the provisions of Article V 1. of the Agreement, the Government of Rwanda will grant in Rwanda privileges, exemptions and benefits to the Japanese expert(s) refer to in II (1) mentioned above and his/her families.
4. In accordance with the provisions of Article VII of the Agreement, the Government of Rwanda will take the necessary measures to receive and use the Equipment provided by JICA under II (2) above and equipment, machinery and materials carried in by the Japanese expert(s) referred to in II (1) mentioned above.
5. In accordance with the provisions of Article V 1.(2) (b) of the Agreement, the Government of Rwanda will provide the services of Rwanda counterpart personnel and administrative personnel as listed in ANNEX VI.
6. In accordance with the provisions of Article V 1. (2) (a) of the Agreement, the Government of Rwanda will provide the buildings and facilities as listed in ANNEX VII.
7. The Government of Rwanda will take necessary measures to supply or replace at its own expense machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided by JICA under II (2) mentioned above.
8. In accordance with the laws and regulations in force in Rwanda, the Government of Rwanda will take necessary measures to meet the running expenses necessary (salary for officials, electricity and so on) for the implementation of the Project.

IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. Ministry of Education (hereinafter referred to as "MINEDUC") delegates Workforce Development Authority (hereinafter referred to as "WDA"), as the Project Supervisor. The Project Supervisor will provide policy and institutional advice and support to the implementation of the Project.



2. The Chairman of Rwanda Demobilization and Reintegration Commission (hereinafter referred to as "RDRC"), as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project in collaboration with the Director General of Department of Community Development and Social Affairs, Ministry of Local Government (hereinafter referred to as "MINALOC").
3. The Program Coordinator of Rwanda Demobilization and Reintegration Programme (hereinafter referred to as "RDRP"), as the Project Manager, in collaboration with the Director General of Department of Community Development and Social Affairs, MINALOC will be responsible for the management of the project.
4. The Japanese expert(s) will provide necessary technical guidance, recommendations and advice to the Project Director, the Project Manager and other counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.
5. The Resident Representative of JICA Rwanda Office will provide necessary recommendations and advice to the Project Director and the Project Manager on any matter pertaining to the implementation of the Project.
6. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, a Joint Coordinating Committee and a Joint Technical Working Committee will be established with functions and composition in ANNEX VIII.

V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA and the Rwandan authorities concerned, at the middle and during the last six months of the Project period in order to examine the level of achievement.

VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

In accordance with the provision of Article VI of the Agreement, the Government of Rwanda undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese expert(s) engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in Rwanda,



except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese expert(s).

VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between JICA and the Government of Rwanda on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

For the purpose of promoting support for the Project among the people of Rwanda, the Government of Rwanda will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of Rwanda.

IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be three (3) years from the arrival of the Japanese expert(s).

ANNEX I	MASTER PLAN
ANNEX II	PROJECT DESIGN MATRIX (PDM) – version 0
ANNEX III	PLAN OF OPERATION (PO) – version 0 (TENTATIVE)
ANNEX IV	LIST OF JAPANESE EXPERTS
ANNEX V	LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT
ANNEX VI	LIST OF RWANDA COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL
ANNEX VII	LIST OF BUILDINGS AND FACILITIES
ANNEX VIII	JOINT COORDINATING COMMITTEE AND JOINT TECHNICAL WORKING COMMITTEE



Overall Goal

The social participation of the Ex-Combatants and Other People with Disabilities (hereinafter referred to as "ECOPD") who participate in the skills training is promoted.

Project Purpose

The ECOPD who participate in the skills training obtain job.

Outputs of the Project

Output 1: Environment to provide the skills training for the ECOPD is strengthened.

Output 2: Skills training for the ECOPD is improved.

Output 3: Support services to obtain job of the ECOPD are developed.

Project Activities

Output 1: Environment to provide the skills training for the ECOPD is strengthened.

(1) To improve environment of the skills training.

- To study on labor market and ECOPD.
- To select the course and VTCs (Vocational Training Centers) and other organizations (hereinafter referred to as Skills Training Centers, "STCs").
- To develop criteria to select trainees.
- To establish the role of each stakeholder.

(2) To improve environment of the STCs.

- To develop inclusive physical environment.
- To develop inclusive human environment.

Output 2: Skills training for the ECOPD is improved.

(1) To conduct skills training course.

(2) To implement monitoring, evaluation and analysis.

(3) To improve contents and method of the course.

Output 3: Support services to obtain job of the ECOPD are developed.

(1) To support trainees to establish/participate in associations and cooperatives.

(2) To provide tool-kits to trainees.

(3) To provide necessary information and support to ex-trainees including beneficiaries of the previous JICA activity.

(4) To implement related activities for awareness raising of ECOPD and their empowerment.



ANNEX II

PROJECT DESIGN MATRIX (PDM) – version 0

Project Title: The Skills Training and Job Obtainment Support for Social Participation of the Ex-Combatants and Other People with Disabilities

Duration: 3 years

Target Group: The Ex-Combatants and Other People with Disabilities (ECOPD)

Target Area: The Republic of Rwanda

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicator	Means of Verification	Important Assumptions
<p>Overall Goal: The social participation of the ECOPD who participate in the skills training is promoted.</p>	<p>-XX% of the trained ECOPD by the Project retain in employment. -XX% of the trained ECOPD improve the relationship with family, neighbors, friends and social groups in communities. -XX% of the trained ECOPD increase the using of community/ social resources. -XX% of the trained ECOPD feel that the qualities of their life have improved.</p>	<p>-Baseline survey -Tracer survey -Interview/Questionnaire for ex-trainees -Interview with family and friends of ex-trainees -Report from the concerned organizations</p>	
<p>Project Purpose: The ECOPD who participate in the skills training obtain job.</p>	<p>-XX% of the trained ECOPD start to generate income within X months after the completion of the training course either by: i) utilizing acquired vocational skills, or ii) the other means. - XX% of the trained ECOPD generate income without utilizing acquired vocational skills.</p>	<p>-Baseline survey -Tracer survey -Interview/Questionnaire for ex-trainees -Report from the concerned organizations -Project report</p>	<p>-The legal framework of support of ECOPD is established and the access to employment is improved. -Peace in the community that the ECOPD is reintegrated is secured and reconciliation is maintained.</p>

Handwritten initials

Handwritten signature

Handwritten signature

Outputs:	Objectively Verifiable Indicator	Means of Verification	Important Assumptions
1. Environment to provide the skills training for the ECOPD is strengthened.	<ul style="list-style-type: none"> -X STCs are renovated to be barrier-free facilities. -XX persons of ECOPD join skills training at STCs. -XX% of the STCs trainers improve their training contents and method to suit to ECOPD. 	<ul style="list-style-type: none"> -Baseline survey -Tracer survey -Interview/Questionnaire for ex-trainees -Report from the concerned organizations -Project report -Each activities report -Interview/Questionnaire for participants of each activities 	Responsibilities for the issue of skills training and support to obtain job for ECOPD continue to be among integral mission of governmental bodies.
2. Skills training for the ECOPD is improved.	<ul style="list-style-type: none"> -XX persons of ECOPD complete the course. -XX% of the trained ECOPD is satisfied with skills training course. -XX% of the trained ECOPD acquire expected level of skills. 		
3. Support services to obtain job of the ECOPD are developed.	<ul style="list-style-type: none"> -XX persons of ECOPD participate in cooperatives and associations. -XX persons of ECOPD get employment. -XX persons of ECOPD receive tool-kits. -XX persons of ECOPD utilize tool-kits. -Awareness raising program are implemented X times. -XX persons participate in awareness raising program. -XX% of the participants who attend awareness raising program understand importance to support employment of ECOPD. 		

Activities:	Input:	Important Assumptions
<p>Output 1: Environment to provide the skills training for the ECOPD is strengthened.</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-1 To improve environment of the skills training. <ul style="list-style-type: none"> 1-1-1 To study on labor market and ECOPD. 1-1-2 To select the course and STCs. 1-1-3 To develop criteria to select trainees. 1-1-4 To establish the role of each stakeholder. 1-2 To improve environment of the STCs. <ul style="list-style-type: none"> 1-2-1 To develop inclusive physical environment. 1-2-2 To develop inclusive human environment. <p>Output 2: Skills training for the ECOPD is improved.</p> <ul style="list-style-type: none"> 2-1 To conduct skills training course. 2-2 To implement monitoring, evaluation and analysis. 2-3 To improve contents and method of the course. <p>Output 3: Support services to obtain job of the ECOPD are developed.</p> <ul style="list-style-type: none"> 3-1 To support trainees to establish/participate in associations and cooperatives. 3-2 To provide tool-kits to trainees. 3-3 To provide necessary information and support to ex-trainees including beneficiaries of the previous JICA activity. 3-4 To implement related activities for awareness raising of ECOPD and their empowerment. 	<p>Input from Japan:</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. Long-term Expert <ul style="list-style-type: none"> -on Support for PWDs/Project Coordinator 2. Short-term Experts <ul style="list-style-type: none"> -Two to three (2-3) 3. Equipment <ul style="list-style-type: none"> -Necessary for the implementation of the Project -Tool-kits 4. Project Expenses <ul style="list-style-type: none"> -Operational Expenses (including local staff, training cost such as lecture fee, materials cost and so on) -Expense for barrier-free renovations <p>Input from Rwanda:</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. Counterpart Personnel <ul style="list-style-type: none"> -Project Supervisor: MINEDUC delegates WDA -Project Director: Chairman of RDRC in collaboration with DG of Department of Community Development and Social Affairs, MINALOC -Project Manager: Coordinator of RDRP in collaboration with DG of Department of Community Development and Social Affairs, MINALOC -Assistant Project Manager: Chief Operations Officer 2. Facilities and Equipment <ul style="list-style-type: none"> -Directors of STCs -Facilities for training of trainers -An office room for Japanese expert(s) -Office supply 3. Local Cost <ul style="list-style-type: none"> -Running expenses and consumable supplies for the equipment 	<p>Important Assumptions</p> <ul style="list-style-type: none"> - Training center continue to be in operation. - Training center staff do not leave. <p>Pre-conditions:</p> <ul style="list-style-type: none"> -Counterparts continue to be in operation. -Other donors supporting RDRP continue funding the program. -Security in Rwanda and neighboring countries is not deteriorated.

* Skills Training Centers (STCs): VTCs (Vocational Training Centers) and other organizations

* PDM will subject to change, if necessity arises.

ANNEX IV

LIST OF JAPANESE EXPERTS

The expert(s), in the following field, will be dispatched,

1. Long-term expert on support for PWDs and project coordinator
2. Short-term expert(s)

The approximate number of short-term experts will be considered later on by mutual consultation. Specific technical fields of Short-term experts that the Japanese and the Rwanda Project personnel find necessary for the Project activities, under the supervision of a Joint Coordinating Committee will be dispatched.



ANNEX V

LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. Technical equipment, if necessary for the implementation of the Project, will be provided.
2. Both sides confirm the following points;
 - (1) The equipment should be utilized to achieve the Project purpose.
 - (2) The Rwandan side will be responsible for the installation of the equipment.
 - (3) The Rwandan side will provide the running expenses and consumable supplies for the equipment.
 - (4) The detailed contents, specification and quantity of the above mentioned equipment will be decided each Japanese fiscal year, within the Project budget allocated under the technical cooperation scheme of JICA.



ANNEX VI LIST OF RWANDAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

The Government of Rwanda will assign necessary personnel to ensure the smooth operation of the Project as follows;

1. Project Supervisor: MINEDUC delegates WDA
2. Project Director: Chairman, RDRP in collaboration with the DG of Department of Community Development and Social Affairs, MINALOC
3. Project Manager: Program Coordinator, RDRP in collaboration with the DG of Department of Community Development and Social Affairs, MINALOC
4. Assistant Project Manager: Chief Operations Officer, RDRP
5. Counterparts: Staff of RDRP (to be decided)
Training Managers, the STCs



That following will be provided by the Government of Rwanda for the implementation of the Project:

1. The space, buildings and facilities necessary for the implementation of the Project, including electricity and water supply facilities. The principal facilities necessary to implement the Project are as follows;

- (1) Facilities for the Skills Training
- (2) Facilities for the training of trainees
- (3) Administrative Offices
- (4) An office room for Japanese expert(s)
- (5) A meeting room for the Project



ANNEX VIII JOINT COORDINATING COMMITTEE AND JOINT TECHNICAL WORKING COMMITTEE

1. Joint Coordinating Committee: JCC

(1) Frequency

At least twice a year and whenever the necessity arises.

(2) Function

- To review and approve the annual work plan of the Project with the Project Design Matrix and the Plan of Operations.
- To review the annual progress of project activities.
- To provide political and institutional advice and support for promoting the project activities and resolving problems occurred of the Project.
- To share the updated statistical data and information in terms of RDRP and ECOPD.
- To exchange views on major issues that may arise during the implementation of the Project.

(3) Members

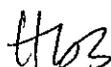
- Supervisor: MINEDUC delegates WDA (Project Supervisor)
- Chairperson: Chairman of RDRC in collaboration with the DG of Department of Community Development and Social Affairs, MINALOC (Project Director)
- Members:

Rwanda Side:

- Representative, MINEDUC
- Representative, MINALOC
- Program Coordinator, RDRP (Project Manager)
- Representative(s), Disabilities Persons Organizations (DPOs)
- Other officers nominated by RDRC

Japanese Side:

- Japanese Expert(s)
- Resident Representative of JICA Rwanda Office
- Other officers nominated by JICA



2. Joint Technical Working Committee: JTWC

(1) Frequency

At least quarterly a year and whenever the necessity arises.

(2) Function

- JTWC is a supplemental and administrative committee to JCC.
- To monitor the progress of the Project based on the Project with the Project Design Matrix and the Plan of Operations.
- To exchange to each other good practices of the Project.
- To discuss the issue and exchange the opinions for finding the measures to resolve the problems of the Project.

(3) Members

- Chairperson: Program Coordinator, RDRP in collaboration with the DG of Department of Community Development and Social Affairs, MINALOC (Project Manager)
- Members:
 - Rwanda Side:
 - Officers, MINEDUC and WDA
 - Officers, MINALOC
 - Chief Operations Officer, RDRP (Assistant Project Manager)
 - Directors of STCs
 - Vice-Mayors in charge of Social Affairs in districts
 - Officers, DPOs
 - Other officers nominated by RDRC
 - Japanese Side:
 - Japanese Expert(s)
 - Officer, JICA Rwanda Office
 - Other officers nominated by JICA

Handwritten signature

Handwritten signature

Handwritten signature